

令和5年9月定例会  
商工建設常任委員会会議録  
令和5年9月21日・25日

場 所 第5委員会室



令和5年9月21日(木曜日)

委員 荒神 稔  
委員 関 師 博 規  
委員 内 田 理 佐

午前10時0分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第2号 令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 丸 山 裕 太 郎  
商工観光労働部次長 飯 塚 実  
企業立地推進局長兼企業立地課長 児 玉 洋 一  
観光経済交流局長 川 畑 敏 彦  
部参事兼商工政策課長 佐々木 史 郎  
経営金融支援室長 児 玉 利 文  
企業振興課長 鍋 島 宏 三  
食品・メディカル産業推進室長 西久保 耕 史  
雇用労働政策課長 壱 岐 さおり  
観光推進課長 河 村 直 哉  
スポーツランド推進室長 伊 東 浩  
国際・経済交流課長 山 台 修 一  
工業技術センター所長 有 村 隆  
食品開発センター所長 平 川 良 子  
県立産業技術専門校長 大 衛 正 直

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県が出資している法人等の経営状況について  
公益財団法人宮崎県機械技術振興協会  
公益財団法人宮崎県産業振興機構  
公益財団法人宮崎県観光協会  
公益財団法人宮崎県国際交流協会  
公益財団法人宮崎県建設技術推進機構  
宮崎県道路公社

○その他報告事項

- ・県営国民宿舎等の次期指定管理候補者の募集結果について
- ・宮崎県人会世界大会の開催について
- ・台風第6号等による公共土木施設の被害状況について

○閉会中の継続審査について

県土整備部

県土整備部長 原 口 耕 治  
県土整備部次長(総括) 串 間 俊 也  
県土整備部次長(道路・河川・港湾担当) 桑 畑 正 仁  
県土整備部次長(都市計画・建築担当) 金 子 倫 和  
高速道対策局長 栗 山 健 作  
部参事兼管理課長 市 成 典 文

出席委員(8人)

委員 長 佐 藤 雅 洋  
副委員 長 工 藤 隆 久  
委員 中 野 一 則  
委員 外 山 衛  
委員 後 藤 哲 朗

用地対策課長	塩田隆英
技術企画課長	迫節夫
工事検査課長	否笠友紀
道路建設課長	山浦弘志
道路保全課長	山下明男
河川課長	松山英雄
ダム対策監	山田清朗
砂防課長	戸田正人
港湾課長	明比健一郎
空港・ポート セールス対策監	小川美智夫
都市計画課長	黒木正行
美しい宮崎づくり 推進室長	松田豪紀
建築住宅課長	松田真二
営繕課長	下温湯盛久
設備室長	中武英俊
高速道対策局次長	岩切道雄

事務局職員出席者

議事課主査	澤田彩子
議事課主任主事	山本 聡

○佐藤委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、配付のとおりでございます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。傍聴をされるお二方をお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただきますよう、お願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○丸山商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本委員会で御審議いただく商工観光労働部所管の議案等について、その概要を御説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

お配りしております商工建設常任委員会資料2ページの目次を御覧ください。

1番目、予算議案、議案第1号「宮崎県一般会計補正予算(第3号)」でございます。

県有施設の緊急補修に伴う補正や、スポーツランドみやぎきを推進するために要する経費を補正するものでございます。

2番目、特別議案ですが、議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第6号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、屋外型トレーニングセンターの供用開始後の使用状況等を踏まえ新たに料金設定することに伴い、改正を行うものでございます。

次に、3番目、報告事項でございますが、県

が出資している法人等の経営状況について報告させていただきます。

最後に、4番目、その他報告事項といたしまして、県営国民宿舎等の次期指定管理候補者の募集結果について、そして宮崎県人会世界大会の開催について御報告をさせていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。

令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)歳出予算につきまして、商工観光労働部各課ごとの補正予算額を表でまとめております。

商工観光労働部全体の補正額は、表の2列目の補正額の欄にありますとおり、1億2,346万5,000円の増額でございます。補正前の額667億106万5,000円に補正額を足した補正後の額は、668億2,453万円となります。

今回、特別会計の補正はなく、一般会計のみの補正となっております。

議案及び報告事項の詳細につきましては、この後、担当課長、担当室長から御説明させていただきます。よろしく願いいたします。

**○佐藤委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○鍋島企業振興課長** 当課の補正予算につきまして御説明いたします。

商工建設常任委員会資料4ページを御覧ください。

当課の補正額は、表の左から2列目、補正額の欄にありますとおり、4,679万2,000円の増額をお願いしております。

この結果、右から3列目、補正後の額は、24億5,152万1,000円となります。

その内容につきまして、5ページを御覧ください。

表の上から5段目(事項)工業技術センター総務管理費、補正額4,679万2,000円であります。

これは説明欄にございます、工業技術センターの運営管理等に要する経費であります。センターは設置から25年が経過し、管理棟のロビー一部等におきまして雨漏りが発生しております。

来館者の待ち合わせ、打合せなどの施設の利用に支障を生じる状況にありますので、その補修工事のために必要な経費となります。

**○吉岐雇用労働政策課長** 雇用労働政策課の9月補正予算につきまして御説明いたします。

常任委員会資料6ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、左から2列目、補正額の欄にありますとおり、339万1,000円の増額であり、補正後の額は、右から3列目にありますが、14億1,523万4,000円となります。

7ページを御覧ください。

補正を計上している事項は、県立産業技術専門校費で、事業名は施設管理費になります。

これは、県立産業技術専門校において大型シャッターなどの緊急的な補修を行う費用として、増額をお願いするものです。

**○河村観光推進課長** 当課の9月補正について、常任委員会資料の9ページを御覧ください。

令和5年度の9月補正予算は、表の左下にありますとおり、7,328万2,000円の増額をお願いしております。

内訳については、説明欄の1、「スポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業」及び新規事業の「プロチームキャンプ受入強化事業」でございます。それぞれ概要資料を用いまして説明させていただきます。

10ページを御覧ください。

9月補正の「スポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業」について御説明さしあげます。

今回の補正額は、1,800万円でございます、財源は、宮崎再生基金となっております。

事業の目的は、スポーツキャンプ・合宿の全県化に取り組みまして、経済効果を県内全域に波及させることでございます。

今回の補正の内容でございますが、事業の概要の(1)事業内容の下線部が増額補正となる事業でございます。

①の市町村受入れ施設等の環境整備につきまして、今年度に入り、本年の春季のキャンプ実施における施設の状況等を踏まえまして、プロ野球球団から受入先である都城市、日向市、日南市に対しまして、次年度の春季キャンプを実施する上で、施設環境の改善について要望があったものでございます。

各市では、年明けからのキャンプ等に向けまして、これらの改善要望に早急に対応する必要がありますことから、本事業により緊急に支援するものでございます。

具体的には、都城市は巨人のキャンプや自主トレに、日向市は楽天キャンプに、日南市は広島、西武キャンプにそれぞれ対応する必要がありますため、照明の増設や球場の改修などが実施される予定でございます。

次に、11ページを御覧ください。

9月補正の新規事業「プロチームキャンプ受入強化事業」について御説明申し上げます。

予算額は5,528万2,000円でございます、財源は、宮崎再生基金と一般財源となっております。

事業の目的でございますが、本県で実施するプロ野球、Jリーグ、ラグビーリーグワンのプロチームのキャンプにおける誘客対策や環境の充実化を図ることで、交流人口の増加、あるいは飲食等の消費、宿泊客の増加につなげること

としております。

事業の概要について御説明申し上げます。

(1)の事業内容の①、サッカー春季キャンプ強化試合実施事業について、まず御説明申し上げます。

Jリーグの春季キャンプの観客数は、これまで、プロ野球の春季キャンプに比べて少なく、選手の活動時間が流動的でございます、見学に行っても練習が終了していることなどもありまして、誘客対策が難しいことが課題ございました。

このため、県や宮崎市、関係機関の主導で、キャンプ中のJリーグチーム同士が独自で実施していた強化試合を大会形式にし、時間や場所を固定することにより、さらなる誘客の促進を図りたいと考えております。

本イベントに要する経費は970万円余りでございます、令和6年1月末に、県の総合運動公園や屋外型トレーニングセンターなどで開催する予定でございます。

なお、この試合とサッカーキャンプ期間中の観戦の利便性を向上させるため、屋外型トレセンに仮設の観覧席を設置する予定としております。

次の②のトレーニング機器整備・支援事業については、予算額3,700万円余りでございます、来年1月から春季プロスポーツキャンプで利用が開始できるよう、様々な競技に対応する汎用性の高いトレーニング機器を整備する経費、また、屋外型トレセンにトレーニング機器を整備するまでの間、本施設を利用するラグビーなどのプロチームが、トレーニング機器を持ち込む場合の輸送経費に対する補助金を計上しております。

最後に③の県有スポーツ施設環境整備事業に

つきましては、県総合運動公園を春季キャンプで利用する巨人軍やJリーグのチームからの要望に応え、よりプロチームキャンプの仕様に沿った芝の管理などを行う事業でございます。

昨今の物価高騰による芝の種子や肥料の価格高騰に対応するための経費やトイレの清掃委託料を計上しており、予算額は840万円となっております。

(3)の成果指標でございますが、県外からの春季キャンプ観客数を令和4年度85万8,800人から、過去最高であった平成27年度の97万9,000人を超える100万人まで増加させる目標としております。

続きまして、12ページを御覧ください。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明さしあげます。

この条例改正は、1の改正の理由に記載しておりますとおり、4月に供用を開始した屋外型トレーニングセンターについて、その使用状況などを踏まえ、新たに料金を設定する必要が生じているため、条例改正を行うものでございます。

なお、本施設は、指定管理者制度を導入し、利用料金制度を採用しているため、次の13ページに記載しております議案第6号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」とありますが、こちらについても、同様の理由で改正するものでございます。

以下、両議案を併せて御説明さしあげます。

12ページに戻っていただいて、2の改正の内容について御説明いたします。

(1)のサッカー・ラグビー場、多目的グラウンドにつきましては、現在、4時間、8時間を基本単位として料金を設定しておりますけれども、

短時間の利用ニーズがあることや、芝の傷みを少しでも軽減するための芝の養生時間を確保するため、1時間単位での料金徴収を新設するものでございます。

なお、1時間単位の利用料の金額につきましては、こちらに参考で書いておりますけれども、現在の条例に既に規定されております、「8時間を超え1時間を増すごとに徴収する料金」と同額とすることとしております。

次に、(2)のシャワー室でございます。

昨今の電気料金やガス料金の高騰などを踏まえ、利用者にも応分の負担を求め、現在無料のシャワー室の利用について、サンビーチツ葉や木崎浜サーフィンセンターの県有施設の例と同額の、1人1回当たり200円の料金設定を行うものでございます。

また、続きまして(3)の広告フェンスについてでございます。

こちらは県の収入となります、広告の掲出料金でございますが、対象施設名を「広告フェンス」から「広告掲出場所」に改め、フェンス以外の場所、例えば防球ネット等にも広告掲出を可能にしたいと考えております。

また、これまで、年間の掲出の料金設定しかありませんでしたけれども、大会での利用の際に一時的な広告掲出の要望もございませため、0.1平方メートル当たり日額30円の料金設定を行うものでございます。

最後に、施行期日でございますが、公布の日から施行することとしております。

なお、13ページ、議案第6号の「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についても、先ほど申しましたように、議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」とほぼ同じ内容の改正となっておりますけれども、

広告フェンスに関する料金設定については、県の直接的な収入となりますため、当該規定の設定部分については、議案第6号の改正内容には含まれておりません。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について質疑はありませんか。

○図師委員 工業技術センターの補修の予算が出ているんですけども、雨漏りが原因だということなんですけど、この雨漏りはいつ発見されて、規模はどれくらいなのか、教えてください。

○有村工業技術センター所長 工業技術センターは平成10年竣工で25年が経過しておりますけれども、少なくとも10年ぐらい前からは、ロビーのガラスのカーテンウォールの部分とか、何か所かであったかと思えます。

その都度、対症的にバケツを置いたり、タオルを置いたりして対応している状況でございます。

○図師委員 当初予算に入れられず、今回の補正で出てきた理由を教えてください。

○有村工業技術センター所長 これまでも対策は、いろいろと対症的にやってきましたんですけども、昨年度、営繕課に詳細な調査をしていただきまして、具体的にどこから水が漏れているのか、ある程度原因の特定ができ、来年度の雨の時期の前には工事を完了させたほうがいだろうということで、今回補正でお願いしております。

○図師委員 予算書の中に「緊急補修に伴う」という注釈があるので、もしかして台風被害とかで一気に雨漏りがひどくなったのかなという気もしたんですけども、そうではなく、徐々に雨漏りの規模が広がったもので、営繕課など各部署との調整の結果と理解いたします。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○鍋島企業振興課長 当課が所管する公益財団法人宮崎県機械技術振興協会と公益財団法人宮崎県産業振興機構の経営状況につきまして、御報告いたします。

まず、宮崎県機械技術振興協会の概要についてであります。

商工建設常任委員会資料14ページを御覧ください。

1の役割等ではありますが、機械技術振興協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究を行うことにより、機械金属工業の振興に寄与することを目的として、昭和54年に設立された公益財団法人であります。

基本財産は300万円で、その半分を県が出捐しております。

次に、2の事業内容ではありますが、延岡市大武町の延岡鉄工団地内にある宮崎県機械技術センターの指定管理者として、(1)～(4)に掲げる業務に当たっております。

3の組織等ではありますが、4月1日現在の体制をここにお示ししております。

また、右側の表には、役員と常勤職員の状況をお示ししておりますが、役員13名のうち1名が県退職者で常務理事を、常勤職員3名のうち1名が県退職者で事務局長をそれぞれ務めております。

続きまして、事業実績についてであります。

「令和5年9月県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)」の41ページを御覧ください。

2の事業実績であります。

機械技術振興協会は、機械技術センターの指定管理者として(1)の管理運営委託事業を実施しております。

①の技術支援といたしまして、金属加工を中心とした技術指導や機械設備取扱研修などを行うとともに、②の設備利用では、センター内の電子顕微鏡など機器類の利用の際、操作方法などの説明を行っております。

また、③の依頼試験では、企業からの依頼に基づきコンクリート強度試験などを実施したほか、④～⑦に掲げる事業を行いました。

続きまして、経営状況等についてであります。

157ページでございます、宮崎県出資法人等経営評価報告書を御覧ください。

ページ中ほど、左側に県関与の状況とあります表の、財政支出等の令和4年度の欄を御覧ください。

県委託料5,834万円は、機械技術センターの指定管理料であります。

また、その下の、主な県財政支出の状況であります。指定管理料のみとなっております。

次に、活動指標についてであります。

ページの一番下、活動指標の表を御覧ください。

①～③の指標につきまして、全て目標を上回っております。

次に、財務状況についてであります。

158ページを御覧ください。

ページの一番上、財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和4年度の欄を御覧ください。

上から3段目、当期経常増減額はマイナス13万9,000円、その3つ下の段、当期経常外増減額はゼロで、その下の段、当期一般正味財産増減額はマイナス13万9,000円となっております。

次に、右側、貸借対照表の令和4年度の欄を御覧ください。

一番上の段、資産は1,830万5,000円、3つ下の段、負債は370万3,000円で、その3つ下の段、正味財産は1,460万2,000円となっております。

続きまして、財務指標についてであります。

ページの中ほど、財務指標の表を御覧ください。

指標として、①の県補助金等比率と②の人件費比率を掲げており、令和4年度は、②のみ目標を上回りました。

①につきまして、機械技術振興協会は、外部資金の獲得など自己活動資金の確保に努めるとしております。

次に、ページの一番下、総合評価の表を御覧ください。

上の段の左側、公社等の自己評価であります。機械技術振興協会では、活動内容をA、財務内容及び組織運営をそれぞれBと評価しております。

次に、上の段の右側、県の評価であります。活動内容をA、財務内容をB、組織運営も同じくBと評価したところであります。

コロナ禍にあつて、機械技術振興協会は、企業への情報発信をしっかりと行うとともに、企業のニーズに適切に対応されたことを高く評価しております。

一方、県からの委託金への依存度が高い点が気になるところであり、安定した運営のため、自己活動資金を確保できる組織体制づくりが課題と考えられますので、このような評価としたところでございます。

なお、報告書46ページから48ページにかけて、機械技術振興協会の令和5年度事業計画書を掲載しておりますが、その内容につきまして

では、令和4年度と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、宮崎県産業振興機構の経営状況につきまして、御報告いたします。

まず、概要であります、委員会資料15ページを御覧ください。

1の役割等ではありますが、産業振興機構は、県内中小企業における経営基盤強化や新事業の創出などに資する事業を行うことにより、本県産業の振興と活力ある地域社会の形成を目的として、昭和59年に設立された公益財団法人であります。

総出資額は9,300万円で、その15.1%に当たる1,400万円が県からの出捐であります。

次に、2の事業内容ではありますが、(1)経営課題等に対する相談、助言に関する事業をはじめ、(6)までに掲げる業務に当たっております。

3の組織等ではありますが、4月1日現在の体制をここにお示ししております。

また、右側の表には、役員と常勤職員の状況をお示ししておりますが、役員のうち、理事長、副理事長及び常務理事が県退職者で、非常勤の理事6名のうち、県関係者は、商工観光労働部次長と商工団体等の役員を務める4名となっております。

次に、常勤職員ではありますが、県からの派遣が12名、県退職者が5名となっております。

続きまして、事業実績についてであります。

「令和5年9月県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)」の、49ページを御覧ください。

2の事業実績であります。

(1)の経営課題等に対する相談、助言に関する事業のうち、③のよろず支援拠点事業につきましては、中小企業等からの相談事について

対応を行ったものであります。

(2)の新事業の創出、新分野への進出等に対する助成に関する事業につきましては、50ページに掲げる事業を実施し、産学官による共同研究や廃棄物のリサイクル技術の開発などに対して支援を行ったところでございます。

52ページを御覧ください。

(6)の産業振興の基盤づくりに資する人的、技術的ネットワークの強化及び高度化等に関する事業につきましては、①の中山間地域産業振興センター運営事業における中山間地域振興から、⑨のビジネスプロデュース事業における新たな事業創出事業などを行ったところであります。

続きまして、経営状況等についてであります。

183ページにございます、宮崎県出資法人等経営評価報告書を御覧ください。

ページの中ほど、左側に県関与の状況とあります表の、財政支出等の令和4年度の欄を御覧ください。

県委託料は9,796万1,000円、県補助金は3億3,369万3,000円でありました。

また、その下の、その他の県からの支援等ありますが、工業技術センター内の事務所スペースを無償で使用させております。

次に、主な県財政支出の内容についてありますが、①の地域中小企業等新事業展開支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するための補助金、③の宮崎県産業振興機構創業支援等事業は、機構の運営管理のために必要な経費についての補助金、⑤の下請企業振興事業は、県内企業の取引拡大に向けた商談会の開催などに要する経費の補助金であります。

次に、活動指標についてであります。

ページの一番下、活動指標の表を御覧ください。

①～③の指標につきまして、①及び②は目標を上回っておりますが、③につきましては、その下の、指標の設定に関する留意事項の欄にありますとおり、運営計画の見直しに伴い、令和4年度から活動指標対象事業の一部を県が実施することとなったため、目標に達しておりません。

次に、財務状況についてであります。

184ページを御覧ください。

ページの一番上、財務状況の左側、正味財産増減計画書の令和4年度の欄を御覧ください。

上から3段目、当期経常増減額はマイナス92万6,000円、その3つ下の段、当期経常外増減額は3万円で、その下の段、当期一般正味財産増減額はマイナス89万6,000円となっております。

これは、産業振興機構を介した企業への貸付金に関する損失補償金につきまして、企業から一括償還がなされたことにより、県への返還に要する費用が一時的に増えたことによるものであります。

次に、右側、貸借対照表の令和4年度の欄を御覧ください。

一番上の段、資産は8億7,879万2,000円、3つ下の段、負債は4億513万2,000円で、その3つ下の段、正味財産は4億7,366万円となっております。

続きまして、財務指標についてであります。

ページの中ほど、財務指標の表を御覧ください。

指標として、①の自己収益額と②の流動比率を掲げており、令和4年度は、①、②ともに目標を上回っております。

その次の表、直近の県監査の状況についてで

ありますが、包括外部監査におきまして指摘を受けております。

その内容であります。コーディネーターによる業務遂行を県の下承を得ず行っているとの御指摘が2件と、収支精算書について、軽減税率を適用せず作成しているとの御指摘が1件ありました。

これらの御指摘に対し、産業振興機構では、今後同様の誤りが生じないよう県の担当課と協議し、既に改善を図っております。

次に、ページの一番下、総合評価の表を御覧ください。

上の段の左側、公社等の自己評価ですが、産業振興機構では、活動内容、財務内容及び組織運営につきまして、全てをBと評価しております。

次に、上の段の右側、県の評価ですが、活動内容をB、財務内容もB、組織運営も同じくBと評価したところであります。

コロナ禍にありまして、産業振興機構は、中核的支援機関、中小企業支援センターとして、中小企業に寄り添いながら、公共性の高い各種事業に取り組んでいる点を評価しております。

一方で、財務面におきましては、県への依存度が高いこと、また組織面におきましては、県派遣職員に比べプロパー職員が少ないといった課題がありますことから、このような評価としたところであります。

続きまして、産業振興機構の令和5年度事業計画書についてであります。

61ページを御覧ください。

2の事業計画であります。

令和4年度事業計画書から変更のあった主なところでありますが、(2)の新事業の創出、新分野への進出等に対する助成に関する事業の①

みやざき農商工連携支援事業につきましては、新たな消費者ニーズ等へ対応するため、事業内容を改善して取り組んでまいります。

また、62ページの④知財等活用ビジネスプロデュース事業につきましては、昨年度は、(6)でビジネスプロデュース事業として取り組んでおりましたが、今年度は知的財産の活用支援を加え、内容を充実・改善して取り組んでまいります。

産業振興機構におきましては、ここに掲げております中小企業や地域課題への対応、産学官共同研究支援、新たなビジネスモデルの発展などに令和5年度も積極的に取り組むこととしております。

○河村観光推進課長 観光推進課より、公益財団法人宮崎県観光協会について御説明いたします。

常任委員会資料の16ページを御覧ください。

公益財団法人宮崎県観光協会の概要について記載しております。

まず、1の役割等ですけれども、当協会は、国内外の観光客、MICE、スポーツ大会・合宿等の誘致を行うことにより、本県の観光振興を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的としております。

(3)の出資状況は、基本財産2億8,000万円のうち県の出資額は1億750万円、出資割合は38.4%となっております。

次に、3の組織等ですけれども、組織体制は組織図のようになっておまして、右下の表のとおり、令和5年4月1日現在で役員は26名、うち常勤役員として県退職者が専務理事と常務理事の2名就いております。

また、常勤職員は25名、うち県派遣職員が5名となっております。

次に、経営状況等の詳細について御説明さしあげます。

別冊の令和5年9月県議会提出報告書の159ページを御覧ください。

概要や人的支援については、先ほど御説明さしあげたとおりでございまして、県関与の状況のうち、財政支出等の令和4年度について説明さしあげます。

県の補助金が、令和4年度は91億3,411万3,000円となっております。

この内訳等については、下の表、主な県財政支出の内容にございまして、①のジモ・ミヤ・タビキャンペーン事業ですとか、②の観光みやざき回復支援事業等など、旅行支援に関するものが大半を占めている状況でございます。

次に、一番下の活動指標について、観光入り込み客数、MICE参加者数、スポーツキャンプ参加者数の3つを設定しておりますけれども、コロナ禍もございまして、いずれも目標値を下回っている状況でございます。

続きまして、160ページを御覧ください。

財務状況についてでございます。

一番上の財務状況の表でございますが、経常収益が91億9,364万円、経常費用は91億9,294万8,000円となっております。先ほどお伝えしたとおり、旅行支援に係るものが大半を占めている状況です。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、69万2,000円となっております。

経常外収益、経常外費用はございませんでしたので、当期一般正味財産増減額は先ほどの69万2,000円、その結果、一般正味財産期末残高は4,011万5,000円となっております。

これを、下の欄にあります指定正味財産期末残高2億8,244万9,000円と合わせますと、正味

財産期末残高が3億2,256万4,000円になっております。

次に、右側の貸借対照表についてでございます。

右側の令和4年度の欄を御覧ください

一番上の資産の状況ですが、流動資産、固定資産を合わせまして29億9,246万1,000円、負債も同様に、流動負債、固定負債を合わせまして26億6,989万7,000円となっております、資産から負債を差し引いた正味財産が3億2,256万4,000円となっております。

これらを踏まえまして、下の欄の財務指標でございます。

特に、①自己収入比率や③管理費比率については、旅行支援に係る補助金等の影響を受けております。

まず、①自己収入比率は、当期支出合計に対する自己収入等の割合ですけれども、目標値20%に対して実績値0.5%となっております、達成度は2.5%となっております。

②の自主事業比率は、当期支出合計に対する自主事業の割合ですけれども、目標値60%に対して、実績値は99.8%、達成度は166.3%となっております。

③の管理費比率は、当期支出合計に対する人件費等の管理費の割合ですが、目標値25%に対して、実績が0.2%となっております、達成率が199.2%となっております。

次に、その下の欄、直近の県監査の状況についてでございますけれども、令和4年度に行われた包括外部監査における指摘事項等はありませんでした。

最後に、さらに下の欄、総合評価について御説明いたします。

まず、左側の協会の自己評価については、活

動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところでございます。

これに対する県の評価が右側ですけれども、観光業界が新型コロナウイルスの影響を受ける中、各種旅行支援など県の補正予算も含めて、観光業の復興に必要な事業を迅速かつ効率的に実施していただいたことから、活動内容をB、組織運営をBとしまして、自主事業比率や管理費の比率は目標を上回っているところではございますが、賛助会員の確保など自己収入増に引き続き取り組む必要があることから、財務内容をBにしております。

**○山台国際・経済交流課長** 公益財団法人宮崎県国際交流協会について御報告いたします。

委員会資料の17ページをお開きください。

まず、1の役割等でございますが、当協会の目的は、多文化共生の社会づくりと県民の幅広い参加による国際交流活動を促進し、諸外国との相互理解や友好親善を深めることにより、宮崎県の国際化や地域活性化に寄与することを目的としております。

(3)の出資状況であります。財団の基本財産5億4,360万円のうち、県の出資額は4億4,307万円で、出資割合は81.5%であります。

2の事業内容は、後ほど御説明いたします。

3の組織等であります。

体制につきましては、組織図のとおりでございますが、右の表のとおり、令和5年4月1日現在で、理事と監事を合わせた役員が9名、うち常勤役員は、県退職者の常務理事1名となっております。

常勤職員は9名で、うち県派遣職員が2名となっております。

続きまして、令和4年度の事業実績について御説明いたします。

別冊の令和5年9月県議会定例会提出報告書の69ページをお開きください。

2の事業実績について、主なものを御説明いたします。

まず、(1)の交流推進事業では、国際交流サロンや国際交流展示などを開催し、(2)の情報提供事業では、協会誌「サウス・ウインド」の発行や、英語など4か国語による「国際プラザニュース」の発行を行ったところであります。

次に、70ページをお開きください。

(3)の外国人住民支援事業では、外国人住民等からの行政・生活全般に関する相談対応や情報提供を多言語で一元的に行う、みやざき外国人サポートセンターの運営や外国人住民のための日本語講座などを実施しております。

(4)の国際化推進事業では、県民の方を対象とした国際理解講座や多文化共生アドバイザーを派遣して行う講座などを実施したところであります。

続きまして、経営状況等につきまして御報告いたします。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

161ページをお開きください。

まず、一番上の概要とその下の県関与の状況のうち、人的支援の状況は、先ほどの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

同じく、県関与の状況のうち、財政支出等についてでございますが、令和4年度の実績は、県委託料が5,251万5,000円となっております。その内訳は、その下の主な県財政支出の内容にありますとおり、①の多文化共生地域づくり推進事業と②の地域日本語教育体制整備事業、③の外国人住民等相談窓口運営事業に係る委託料となっております。

次に、一番下の欄にあります活動指標でございますが、①の研修・講座の延べ参加者数と②のホームページアクセス数は、目標値を上回っております。

これは、①の研修・講座の延べ参加者数につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が限定的になるとともに、オンラインでの研修・講座を積極的に実施したことによるものです。

また、②のホームページアクセス数は、SNSによる積極的な情報発信に努めた結果、アクセス数の増につながったものと考えております。

一方、③の宮崎県国際プラザ延べ来館者数は、研修・講座のオンライン開催により直接来館いただく機会が減少していることも影響し、目標値を下回っております。

次に、162ページをお開きください。

財務状況についてであります。

まず、枠内左側の正味財産増減計算書でありましたが、令和4年度の列を御覧ください。

一番上から順に、経常収益は5,796万3,000円、また経常費用は5,646万3,000円であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は150万円となっております。

これと、一般正味財産期首残高531万8,000円と合わせた一般正味財産期末残高は681万8,000円で、これと、下から2番目の指定正味財産期末残高5億4,360万円と合計しました正味財産期末残高は5億5,041万8,000円となります。

次に、枠内右側の貸借対照表についてであります。

一番右側の令和4年度の列を御覧ください。

一番上の資産は5億5,598万8,000円で、3行下の負債は557万円となっており、さらに3行下の資産から負債を差し引いた正味財産は5

億5,041万8,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率は、当期支出合計額に対する基本財産運用収入や会費、雑収入などの自己収入及び自主事業収入の比率であります。目標値10%に対しまして、実績値は8.1%で、達成率は81%となっております。

また、②の管理費比率は、経常費用に占める管理費の割合であります。目標値12%に対しまして、実績値は10.5%で、達成率は112.5%となっております。

次に、総合評価についてであります。

まず、協会の自己評価は、活動内容をA、財務内容をB、組織運営をBとされているところであります。

これに対する県の評価は、右側の欄となりますが、活動内容は、多様なニーズに対応した事業に積極的に取り組むとともに、外国人材の増加に対応するため、みやざき外国人サポートセンターの運営や日本語教育体制の整備に取り組んでいることからA、財務内容は、県からの受託事業費が収益の多くを占めており、今後も、自己収益増に取り組む必要があることからB、組織運営については、最小限の人数で運営されているが、専門分野の向上など職員の体制強化に取り組む必要があることなどからBとしたところであります。

最後に、令和5年度の事業計画について、同じ資料の76ページ以降に掲載しておりますが、前年度とほぼ同じ内容でありますので、説明は省略させていただきます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○後藤委員 産業振興機構、観光協会、国際交流協会の組織等に共通して、役員、常勤職員が

いるんですが、中でも産業振興機構は、常勤職員20名、うち県派遣職員が12名、県退職者が5名、プロパー1名、企業等派遣2名。

総合評価には、公社等の自己評価があって、県の評価があるが、県の評価の中で、ずばりこの県の派遣職員数が多い、プロパーが少ないという指摘をしている。そこら辺をもう少し分かりやすく説明していただきたい。

○鍋島企業振興課長 県からの応援というのは必要なんですけれども、プロパーの職員を育てるということも必要じゃないかと、機構自体がBという評価をしています。

組織として、しっかりとやっていただいていますけれども、もっと強くなっていただくためには、プロパー職員も必要だと話しておりますので、その点でBと評価するものです。

もう少し頑張ってもらいたいという意味で、このように御報告したところでございます。

○後藤委員 今後は、派遣や退職者との構成比率上、プロパーの比率をもっと高めていくという判断でよろしいですか。

○鍋島企業振興課長 はい。委員おっしゃいましたとおり、そういった形で構成比を少し見直す必要もあるのかなと考えているところでございます。

○後藤委員 もう一点。フードビジネスで、実は委託料が発生していましたよね。総合評価でも指摘されていましたが、専門性をより高く求めていくことが必要じゃないかなという気がしております。特に、フードビジネスのように難しいものは、どうしても専門委託が発生したと思うんですけれども、外注やコンサル委託をより抑えて、公社内で解決していく、より専門性を高めていく工夫というか、研修などは計画としてあるんですか。

○西久保食品・メディカル産業推進室長 委員  
からお話がありました、フードビジネスの支援につきましては、機構では、駅近くのK I T E Nにフード相談ステーションを設けて、専任の4名の常勤のコーディネーターを配置しております。非常に相談のニーズが高い商品開発や食品表示の分野など、専門性のある者を雇用して、県の食品開発センターともしっかりと連携しながら、支援をしております。

○凶師委員 私も、産業振興機構の件でお伺いしたいんですが、相談件数が非常に増えているのはよろしいことだと思いますけれども、相談件数はどういうカウントの仕方をされているのでしょうか。

電話相談、対面の相談、訪問相談、来訪の方の相談等があると思いますが、相談の種別が分かれば教えてほしいです。

○鍋島企業振興課長 委員からお話がありました電話であったり、対面ですとか、その種別ごとのものを今持ち合わせてございませんので、調べまして御報告させていただきます。

○凶師委員 カウントの仕方が詳しく分からなければ、それはそれでいいんですが、後藤委員も言われたとおり、プロパー職員が少ないにもかかわらず、相談件数が非常に増えている。もちろん県の出向の方も相談対応されていると思うんですが、ざっくり計算しても、日に40件ぐらい相談が来ています。

プロパー職員も含めて職員の方が、どういう相談対応をされているのか。人員が足りているのか、またプロパー職員を増やす必要があるのかと私も思いますけれども、相談を聞いたはいいが、結局それが解決に至っていないケースも多いんじゃないかなという危惧があったものですから、お聞かせいただきたいです。

○鍋島企業振興課長 機構には、プロパー職員と派遣職員、あとはコーディネーターという形で委託契約をしております方々がいらっしゃいます。

例えば中小企業診断士とか、公認会計士、そういった資格をお持ちの方々が、特によろず支援拠点で企業から電話で相談を受けたり、直接面談をしたり、もしくは企業に出向いていって困り事の解決を図っております。

確かに職員自体は少ないんですけども、そういった方々を含めると八十数名でしたか、組織全体が分かりませんが、よろずだけで二十数名いらっしゃいます。

その方々が1日対応されたとしたときに、1人当たり大体1～2件になろうかと思えます。

○凶師委員 細かなことで申し訳ないんですが、相談件数が令和4年度は9,800件で、非常に増えているんですが、令和5年度の目標数値がかなり低い設定になっているんですけども、これは伸びていくことは考えず、この程度で収まるというお考えなんでしょうか。

○鍋島企業振興課長 去年はコロナの関係とか、いろいろございました。今回は、5月から分類が見直されたこともございます。

ただ、企業自体は、いろいろなお困り事があると思うんですけども、昨年よりは減るんじゃないかなと思っております。

○凶師委員 コロナ禍の対応で、これから中小企業、特に飲食店。ここは飲食店も対象になっているか分かりませんが、経営難に陥るところが非常に多くなっていると聞きます。また、コロナが今も拡大している傾向もありますので、この相談とか、あっせん、紹介の件数も、令和4年程度ぐらいになることが十分考えられます。

繰り返しになりますが、職員の拡充とか、特にプロパーの方の拡充というのは、やっぱり積極的に行うべきではないかなと思いますので、今後、今年度の相談件数とか、あっせん件数、紹介件数等を踏まえて、今年度の途中でもいいですし、来年度以降の機構の活動に反映させていかれたらいいと思っております。

○鍋島企業振興課長 機構といろいろな状況、事業者の方々のニーズ、そういったものを捉えながら、体制づくりに努めてまいりたいと思います。

○内田委員 機械技術振興協会や産業振興機構、また前の予算議案でも産業技術専門校と工業技術センターとか、いろいろ名前が出てきておりました。

昨日、私は質問させていただいて、かつて日本がシリコンアイランドと言われたときは、技術者がいらっしやっただけでも、海外に技術者を取られて、日本の半導体の低迷が続いている中で、今回、台湾からと。中国との関係もいろいろあってか分からないんですが、日本に、この九州に来ていただくという流れの中で、第2工場も九州、熊本にという流れがあります。

宮崎県は、ロームの立地で、これまでにないような事業展開が見込まれると期待をしているところですが、機械技術振興協会や産業振興機構は、人材を育成したり確保するために、ロームとしっかりと体制強化とかができているのか。

熊本はTSMCは県と協議しながら、熊本大学に工業系の学科をつくるとかいう話も進めているという説明を受けて、宮崎県として、こういう機構とか協会も、しっかりとロームやローム関連企業などと、今後のことも見据えて人材を育てていきますよ、技術者もきちっと置いていきますよという話ができているのかどうか、

そういう体制づくりの中にしっかりこれまでと今後の展開が入っているのかをまずお聞きしたいと思います。

○飯塚商工観光労働部次長 半導体関係の人材育成に関しましては、国がつくっているコンソーシアムに参加して、九州全体で取り組んでおります。熊本の件につきましても、TSMCと県、産業振興機構みたいな団体、あと工業会等が入って一生懸命やっているということは承知しております。

本県も、ロームが来るということもありますので、今、宮崎大学と産学官連携した人材育成等の組織づくりの準備をしているところですが、今後は県の工業会、産業振興機構と連携しながら、マッチング、商談会とか、本県の会社、企業を紹介していく活動に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

○内田委員 産業振興機構が中心にやられていくということではないでしょうか。

○飯塚商工観光労働部次長 今の産業振興機構は県外での商談会とか、県内での商談会等の役割も中心で担っておりますので、今度は国外とか、そういったところも含めて、半導体に特化した形も担っていただくことになると思います。

○内田委員 相談件数もまだ増えていく可能性も考えられますし、事業内容もこのままでいかれるということですが、この事業内容の中に半導体の今後の展開も入っているということではないんですか。

○飯塚商工観光労働部次長 この令和5年度の計画自体には、まだ想定していないといいますが、そこまで明確に認識していないところもあると思いますが、今、年度途中で大きい話も来ましたので、この枠組みの中で半導体を入れ込んでいく形になると思います。

○内田委員 人材を確保して育成して、企業に、地元企業に、という流れの中で、生徒数も増やしていく、技術指導ができる方も増やしていくという考えもあるということでしょうか。

○飯塚商工観光労働部次長 人材育成に関しまして、まず「学」ということで、宮崎大学の学生とかカリキュラムの見直しとか、拡充を担っていきます。

もう一つは、企業自身がそういった人材が必要になってきますので、企業等もしっかりそういった対策を練っていくこととなりますので、そこに県が入って、自治体も入って、一緒にやっていくという形になると思います。

産業振興機構がその中心を担うということはないということでありませう。

○内田委員 今後、地元企業とのバランスというか、人材の取り合いみたいなものも起こってくると思います。

期待の意味も込めまして、事業内容もしっかりと見据えていただいて、できるだけ県外に取られないように、県外から引っ張ってくるぐらいの気持ちで取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○佐藤委員長 ほかにございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明終了後にお願ひいたします。

○河村観光推進課長 常任委員会資料の18ページをお開きいただければと思います。

県営国民宿舎等の次期指定管理候補者の募集結果について、18ページを用いて説明させていただきます。

こちらについては、県営国民宿舎等の指定管

理の期間が今年度末までとなっておりますので、6月の本委員会において御報告いたしましたけれども、そういった1の(2)に記載しております募集条件の下、新たな指定管理者の募集を9月4日まで実施していたところでございませう。

募集結果については、2の募集結果にありますとおり、県営国民宿舎高千穂荘については、2者から申請があったところでございませう。

一方、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設については、申請がなかったところでございませう。

えびの高原2施設に関する今後の対応については、3の今後の対応にございませうとおひ、指定管理者の再公募を行う予定でございませう。

再公募の条件については、現在、県庁内で検討中でありませうけれども、再度、この委員会を含めて、皆様にも御報告させていただいた上で、新たな条件で、11月に再公募を行いたいと考えております。

○山台国際・経済交流課長 県人会世界大会の開催について御報告いたします。

委員会資料の19ページをお開きください。

本年、置県140年の節目となりますが、世界中の県人会の皆様が本県に一堂に会する宮崎県人会世界大会を初めて開催いたします。

1、概要の(1)目的でございませうが、国内外の県人会において、高齢化や世代交代等により本県とのつながりが薄れていくことが懸念されている中、県人会の活性化を図り、本県のさらなるプロモーション展開の契機とするために開催するものでございませう。

日程は、令和5年10月27～29日の3日間でございます。

会場は、27日はシーガイアコンベンションセンターで、また28～29日は県内各地を巡るふる

さと巡りツアーを実施いたします。

参加人数でございますが、国内外から約250名、県民約300名ほか、全体で700人以上の参加を見込んでおります。

続きまして、20ページをお開きください。

(5)、大会プログラムに全体のスケジュールをお示ししております。

次に、21ページを御覧ください。

2、プログラムの主な内容について御説明いたします。

(1)、宮崎県人会長会議でございます。

こちらは、各県人会の会長が出席して、ふるさと宮崎との絆を強固なものとする大会宣言案を採択する予定としております。

(2)の宮崎県人会次世代会議でございます。

こちらは、各県人会の次世代を担う若い世代の参加者等が出席して、県人会同士の連携を深めるほか、県人会の活性化等の諸課題について意見交換を行うものでございます。

(3)の記念式典でございます。

海外県人会の入場行進や神楽の演舞などを実施するとともに、記念品として神楽面や県産材を利用した顕彰盾を各県人会へ贈呈し、大会宣言の発表を予定しております。

(4)、記念コンサートでございますが、県内の高校生による合唱や吹奏楽演奏、本県出身アーティストの出演など、県民が一体となったステージを予定しております。

(5)、海外県人会プレゼンテーションでは、県人会長等によります各国・地域の紹介や活動事例を報告していただき、県人会同士の横のつながりを深めながら、各県人会の情報を共有いたします。

(6)、歓迎レセプションでは、太鼓の演奏や本県出身の歌手によるステージイベントを行う

ほか、食事につきましては、県の食の魅力を十分に味わっていただけるメニューを準備し、参加された皆様に御満足いただけるものとなるよう、関係機関等とも連携しながら取り組んでいくところでございます。

続きまして、22ページをお開きください。

(7)、市町村等PRブースでございます。

26全市町村が物産、観光誘客、移住・定住などをPRするブースを設置することとしております。

(8)の伝統文化体験コーナーでは、本県が誇る伝統文化である佐土原人形の絵付け体験を体験していただくこととしております。

(9)、ふるさと巡りツアーでは、県内の観光地を巡るほか、訪問先での歓迎セレモニーの開催などを行い、思い出に残るツアーとなるコースを用意しているところでございます。

また、同日に実施されます宮崎の神武大祭や焼酎ノンジョルノ等のイベントとも連携しながら準備しているところでございます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○中野委員 えびの高原、それからレクリエーション施設の公募についてであります。今の企業の方は一生懸命努力されたけれども、どうも多額の赤字が想定されるということで、応募されていないようであります。企業努力を超えて、環境が厳しかったと思っております。

えびの高原は、四季を通じての観光地であり、レクリエーション、その他行楽の場所でありますから、特にこのアイススケート場が経営されないということになると、冬のえびの高原は全

く閑古鳥が鳴いてしまうと思います。

そのため、再公募は、ただ再公募だけに終わらずに、条件をきちんと整備をして、かなり条件を緩和してほしいということ。

それから、えびの高原への環境整備、アクセス、そこを過去何回も申し上げておりますが、具体的には、今、えびの高原小田線の改良中でありまして、土木部とも協議をしてもらって、とにかく一日でも早く改良が終了して、大型の観光バス等が自由に行き交う道路になるよう促進を絶対に図ってほしいと思います。

そういうことで、えびの高原へのアクセス、条件のいろんな緩和をお願いしたい。

今、この宮崎県人会世界大会のふるさと巡りツアーを見ても、県西コースの中にえびの高原が入っていないんです。県からも見放された感じでもありますから、もっとえびの高原を売りにしてやってほしいなと思っております。

その辺のことも含めて、お願いしておきます。それぞれの担当のコメントを求めたいと思います。

**○河村観光推進課長** まず、再公募の条件につきましては、当然ながら1次公募と同じ条件で再度行うことはございません。どういった条件があり得るかというのを県庁内でも議論しているところでございます。その再公募の条件については、改めてお伝えしたいと思っております。企業にとってできるだけ魅力あるものにしていきたくて思っております。

また、道路アクセスについても、従前から御指摘いただいておりますけれども、県土整備部と連携しながらやっていきたいと思っております。

さらに、県人会の関係もございましたけれども、えびの高原への誘客も、アドベンチャーリズムとか、ルートを含めて、ホームページ

での発信などの取組を併せてやっていきたいと思っております。

**○川畑観光経済交流局長** 委員の御指摘ありがとうございます。

順序は後先になりますけれども、県人会世界大会のふるさと巡りツアーにつきましては、時間の関係上、どうしても割愛せざるを得ない状況でしたけれども、市町村PRブースでえびの市も出展いただけますので、改めてえびの市の担当者ともお話をしまして、しっかりとえびの市のPRをしていただくように内容を充実させていきたいと思っております。

そして、えびの高原荘の指定管理につきましては、こちらも委員御指摘のとおり、えびの高原の観光地としての重要性、あとスポーツレクリエーション施設、スケート場の冬季における重要性というのは、改めて我々も再認識しているところでございます。御指摘については、県土整備部ともしっかりと連携しながら、総合的に取り組んでいきたいと思っております。

**○中野委員** えびの高原の重要性を今言われました。ありがたい発言だったと思います。

それで、万が一、応募者がいなかった場合は、県の施設ですから、県が直営をしてほしいとお願いしておきます。まかり間違ってもこういう施設等が赤字云々となれば、すぐ施設の在り方検討会とかに走る傾向がありますから、そういうことには絶対ならないようお願いしておきます。

**○川畑観光経済交流局長** 委員御指摘のとおり、万々が一ということもなくはないと思っておりますが、その場合でも、県の施設でございますので、管理についてはしっかりとやっていきたいと思っておりますし、在り方というのは中長期的にいろいろなことがあろうかと思っておりますけ

れども、現時点では当然ながらこの施設をどう  
しっかり活用していくかを考えております。

○**図師委員** 関連して、えびの国民宿舎は、昨  
年度だけでも3,000万円近い赤字が出ているとい  
うことで、追加公募の条件を改善するとすれば、  
基本納付金はゼロ、追加納付金の割合を下げる  
ぐらいしか手だてがないかと思えます。もしく  
は、追加納付金を3年間はゼロでいいという条  
件にするか、2分の1を3分の1とか4分の1  
にするとか、そういう条件設定ぐらいしかない  
かと思うんです。

それと併せて、この国民宿舎の売りは、もち  
ろんスケートリンクもですけれども、登山やト  
レッキングで来たお客さんに泊まってもらう。  
私も泊まったことがあります。グランピング  
とか、施設の充実は図られているんですが、そ  
こに泊まるためだけで来るんじゃなく、プラス  
アルファがないと来られないと思えます。

追加公募する際の条件緩和は何を考えている  
のかと、現在、登山やトレッキングの利用状況  
とか規制状況はどうなっているのか、その2つ  
をお聞きしたいです。

○**河村観光推進課長** 追加納付金については、  
様々な選択肢があろうかと思えます。追加納付  
金の算定、割合、そういったところも選択肢と  
してあると思えますし、あるいはある程度、県  
からの何らかの支援も選択肢としてあると思  
いますので、総合的に勘案して検討する必要が  
あると思えます。現時点で、この場でお示し  
できるものはありませんけれども、あらゆる選  
択肢を含めて議論をしていきたいと思ってい  
ます。

さらに、宿泊者については統計的なデータが  
なかなかないですが、立地上、トレッキングや  
登山の需要は多いと聞いておりますので、そ  
ういったところもPR材料に含めて利用を促進

する取組も必要になってくると思っております。

○**図師委員** 現在、登山やトレッキングで、周  
辺のエリアの入山とか、立入りが禁止されて  
いるところはないんですか。

○**河村観光推進課長** 現在、噴火レベルが2に  
なっておりますので、トレッキングルートの一  
部が不通になっていたり、周遊できるルート  
の一部が入れない状況になっていて、本来は  
一周できるものが行って戻らないといけな  
いルートになっているところもございます。  
そういった影響が一部あろうかと思えます。

○**図師委員** えびの高原は、特に国民宿舎も  
含めてですが、えびのだけの観光地ではな  
く、宮崎県の宝だと思います。ですので、  
ぜひ活性化を図っていただきたいんですが、  
特に大きな規制がないにもかかわらず、誘  
客の効果が上がっていない、観光客が増  
えていないというのは、根本的に増えない  
原因がほかにもあるのか。

ちょっと話はそれますがけれども、この  
国民宿舎以外の周りの民間の宿泊所とか  
ホテルとか、この辺りの入り込み、運  
営状況はどうなっているでしょうか。

○**河村観光推進課長** えびの高原荘自体は、  
えびの高原の唯一の宿泊施設でございま  
す。隣接した地域に幾つか宿泊施設はあ  
りますが、そのデータについては、今、  
手元にはございません。

しかしながら、観光の入り込み客数で  
言いますと、えびの高原自体は安定して、  
コロナ禍前後で比較しても、入り込み  
客数が大きく変化したということはござ  
いませぬ。年間に60万人程度だった  
と思えますけれども、そういった数字  
で推移しております。

ただ、宿泊との関係で、高千穂荘に  
比べて稼働率は低くなっていますので、  
宿泊もセットで

うまく泊まっていただく仕掛けも必要になってくるのかなと今考えているところです。

**○函師委員** 非常に悩ましいところで、この委員会の管轄ではないんですが、私の地元の一ツ瀬川の、企業局のゴルフ場も災害のたびにコースの修復費用がかかったりして、採算が合っていないところがあるけれども、県民福祉の向上とか、健康増進という建前があるので、公金を投入してでも存続を図らないといけないだろうという意見もあります。

この国民宿舎も県営なので、中野委員が言われるように、存続させる意義は十分あるかと思うんですが、先ほどから言うように、えびの高原に来られる方の数はあまり変わっていないけれども、泊まってくれないというのは根本的なものが何か——例えば宿泊費が高いとか、サービスは十分あるけれども魅力がとか、ほかの民間施設と比べてあまりメリットがないとか、そういうものも考えていかないといけない。ただ、赤字で、応募者がいない、県営にする、そこに公金が年間3,000万円、4,000万円、5,000万円とずっとかかるというのではいけないと思うんです。

民間の活力を入れつつ、黒字に転換していくというビジョンをしっかりと持たないと、ただ、県営だから存続させればいいという考えではいけないと思うんですけれども、その辺りのビジョンはいかがですか。

**○河村観光推進課長** 委員御指摘のとおり、えびの高原荘は唯一の宿泊施設として、観光拠点として重要な施設でございます。そういった意味で県が中心になって、民間活力も使いながらしっかりと効率的な運営をしていくという前提の下で、さらに、施設をうまく活用していくために、どう取り組んでいくのか、今、具体的な

何か案が手元にあるわけではございませんが、実際に再公募をして、次の指定管理者に手を挙げていただいた段階で、そことも連携しながら取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。

**○外山委員** 関連ですけれども、3年間やってこられた事業者——かなり経営手腕のあった方が無理だと判断したわけです。指定管理から降りるということになってしまったわけで、県が指定管理の条件をよほど変更しないと応募はない。とても来るはずがないと思います。

ただ、県で運営したら何億もかかるわけだから、単純に県で運営、直営と、そんなことはできませんよね。

指定管理の条件はよほど変更を考えないと、新たな管理者は現れない。むしろ、3年間を見て非常に厳しかったので、今後、指定管理に多少お金がかかってもやりましようとなれば、現在の指定管理者がまた手を挙げる可能性もある、本来はこれが一番いいと思うんです。新たなところは手を挙げないと思います。

ですから、条件をうまく変更して、県が手を差し伸べてくれるのであれば、これまでの3年間やったところがまた3年延長したいということも加味してやったほうがいい。新たな事業者とか、県が直営なんてことは考えられない。大変厳しい経営だから、その辺を考慮されたほうがいいと思います。

**○丸山商工観光労働部長** 大変重要な御指摘をいただきましてありがとうございます。えびの高原は、来年、国立公園指定90周年という節目の年を迎えます。実はえびの市とも来年に向けてイベントの関係とか、えびの市もキャンプ村の魅力をアップしたいとか、相互にいろいろ検討している状況でございます。

また今月韓国ソウル線が戻ってまいります、御承知のとおり、韓国はオルレという山歩きが非常に盛んなところがございます。今後、その辺の需要も可能性としてはあるんじゃないかなと思っております。

その辺も含めて、これから総合的に検討してまいりますけれども、中野委員がおっしゃいましたとおり、硫黄山の噴火の見通しがなかなか見えていない中で、当然、県土整備部とも交通の面とか協議してまいります、直ちにそこが通れるというものでもございません。

その関係が大きく影響していて、小林、生駒高原から直接上がっていく観光のルートがずっと通れない状況がありまして、宮崎からの入り込み、えびのからの入り込みはバスが上がらないという問題がございます。

ですから、課長が申しましたとおり、これから再公募の条件は検討してまいりますけれども、何か抜本的な打開策がないか、しっかり検討してまいりたいと思います。

**○荒神委員** 県人会世界大会のことをお尋ねします。この件は、本県出身者に様々な本県の魅力を発信する、また活性化につながればという今後の見通しも加味しているわけですが、もう1か月ちょっとですが、今、県外、また外国の方々の状況はどうなのか、お聞きしたいと思います。

**○山台国際・経済交流課長** 参加者の状況につきましては、現在のところ、国内外を合わせまして約250名の方々に御参加いただくこととしております。全ての県人会の方々に御参加いただくのは、ちょっとかなわないところがございますが、ほぼ全ての県人会から御出席いただくということでございます。

こちらの資料の19ページに書いておりますが、

内訳のところ、海外県人会からの参加者が19県人会の120名、それからその下、国内県人会からの参加者が14県人会の130名という状況でございます。

**○荒神委員** この県人会は、外国の方々や久々に再会する方々がいらっしゃると思うんですが、申し込まれた方は抽せんによって参加できると聞きました。大体700人を予定しているのであれば、抽せんは必要性があるのかなと思うんですが、それ以上膨れるという見込みで抽せんという形なんでしょうか。

**○山台国際・経済交流課長** 委員御指摘の抽せんにつきましては、県内の皆様に御参加いただく300名を抽せんという形で考えておりまして、県人会の御案内は全ての県人会にさせていただいています。参加希望があれば、御出席いただくということでございます。

**○荒神委員** この抽せんですが、あと約1か月ちょっとですけれども、10月の中旬ではなく早めにしないと、宿泊の問題や県人会の方がそれぞれの予定をつくられたときに支障を来すんじゃないかなと思います。余裕があれば別ですが、余裕がない中で抽せんをされるんだとしたら、いい思い出にならない気がするんです。

抽せんというか、漏れのないような方法が一番いいのかなと思いますが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

**○山台国際・経済交流課長** 今回参加いただく県人会の皆様、それから来賓等につきましては、既に御案内をさせていただいております。

あと県民の皆様300名に限りましては、9月中に抽せんが終了しまして、本人に速やかに通知させていただくという段取りで進めているところでございます。

**○川畑観光経済交流局長** 補足ですけれども、

県人会の出席者の皆様方のうち、実行委員会で経費を負担して招待する方は、当然ながら全員参加できます。それ以外に県人会経由で来たいという方は、抽せんによらずに直に来ていただくことが可能でございますので、基本的には、県人会の方で希望された方は、全員この大会に出席できるという形で進めております。

委員御指摘の抽せんというのは、資料19ページの1の(4)の参加人数の約700名以上の内訳の右手に県民約300名とございますが、県民から300名を募集しまして、この方々については抽せんを行うということです。

この300名の方々は、資料の20ページの(5)の大会プログラム、上から2段目の記念式典と、その下の記念コンサート、この部分だけ御参加いただくことになっております。

県人会の250名の方々は、そこも含めまして、レセプションまで全員出席いただけますので、県人会の方が抽せんに漏れて出席できないということはございません。

○荒神委員 了解しました。

その辺を誤解されている県民の方がいらっしやいます。漏れるんだったら早く連絡してほしいという話もあります。

○川畑観光経済交流局長 ありがとうございます。そういった御心配を早く解消できるように、結果を早くお知らせするように準備を進めてまいります。

○中野委員 関連で確認をさせていただきます。

国内県人会は14県人会、130名が出席なんですけど、九州管内で鹿児島がないですね。宮崎には鹿児島県人会があって、私も言葉が鹿児島弁だからか呼ばれましたが、かなり大きな組織なんですよね。逆に、鹿児島には宮崎県人会はないんですか、確認をさせてください。

○山台国際・経済交流課長 委員御指摘のとおり、今、鹿児島には宮崎県人会は存在していません。九州では、福岡と北九州、それから熊本、大分です。

県人会という県の組織はないんですが、市町村レベルでそういった組織をつくっておられるかもしれません。大変申し訳ございませんが、そこは把握をしておりません。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 最後に、その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

---

午後1時4分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

○原口県土整備部長 県土整備部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

先月2日に北九州市で開催しました東九州自動車道建設促進地方大会及び先月24日に延岡市で開催しました九州中央自動車道建設促進地方大会におきましては、大変お忙しい中、佐藤委員長や工藤副委員長をはじめ、県議会の皆様に御出席をいただきました。

また、九州中央自動車道蘇陽五ヶ瀬道路五ヶ瀬区間の着工式を11月3日に五ヶ瀬町で開催す

る旨が今月13日に国土交通省より発表されたところであります。

これまでも力強い御支援をいただいております。県議会の皆様に、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の1日も早い全線開通と暫定2車線区間の4車線化を目指し、全力で取り組んでまいりますので、引き続き県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます。県土整備部所管の議案等につきまして、御説明いたします。

概要説明の前に、一言おわび申し上げます。歳出予算説明資料について、資料に誤りがございました。

歳出予算説明資料(議案第11号)の11ページ、常任委員会資料では9ページですが、中ほど右側に川内川(小林市)と記載しておりますが、正しくはえびの市でございます。大変申し訳ございませんでした。今後はこのような誤りがないうよう十分注意してまいります。

ここから着席して説明をさせていただきます。

それでは、委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

まず、I、予算議案では、議案第1号の一般会計補正予算案ほか2件についてお願いしております。

なお、追加提案いたしました議案第11号の一般会計補正予算は、8月に発生した台風第6号により被害を受けた土木施設の災害復旧に伴うものであります。県土整備部としましても、被害箇所の復旧に全力で取り組んでまいりますので、県議会の皆様のより一層の御支援、御協力をお願いいたします。

後ほど、その他報告事項により最近の大雨災

害も含め、被害状況を御報告させていただきます。

次に、II、報告事項では、損害賠償額を定めたことについて、ほか1件を報告させていただきます。

最後に、III、その他報告事項では、先ほど申し上げました台風第6号等による公共土木施設の被害状況について報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

**○佐藤委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○市成管理課長** 県土整備部の9月補正予算の概要について、御説明いたします。

委員会資料3ページを御覧ください。

県土整備部の令和5年度9月補正予算一覧でございます。

令和5年度の9月補正額は、一般会計で太枠のEの欄の一番上でございますが、13億6,800万円であります。その結果、9月補正後の予算額は、右のFの欄に記載のとおり829億3,546万4,000円となり、対前年比で一番右の欄、7.2%の増となっております。

また、今回、補正のない特別会計と合わせました9月補正後の部予算合計は、Fの欄の一番下に記載のとおり850億5,051万3,000円となり、対前年度比で7.5%の増となっております。

次に、4ページを御覧ください。

2の補助公共・交付金事業であります。

右から4列目の太枠、Eの欄を御覧ください。

今回の補正は、延岡港海岸や美々津港海岸に漂着した流木等の撤去を行うもので、国の内示

後に速やかに対応するため、9,500万円の増額をお願いしております。

次に、5ページを御覧ください。

3の県単公共事業であります。

右から4列目のEの欄、太枠を御覧ください。

今回の補正は、河川、砂防の各区分において、台風第6号の災害復旧事業と合わせた築堤工事や堆積土砂のしゅんせつなどを実施するもので、合計で10億7,300万円の増額をお願いしております。

次の6ページからが課別の内訳でございます。

次に、ページは飛びまして、14ページを御覧ください。

議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」の繰越明許費補正の集計表でございます。

太枠で囲んでおります9月議会申請分の欄にありますとおり、追加の2事業と変更(増額)の9事業について、合わせて33億1,798万3,000円の補正をお願いしております。

15ページを御覧ください。

繰越明許費補正の追加につきましては、表に記載しておりますとおり、公共海岸保全港湾事業のほか1事業について、9億1,300万円をお願いしております。

次に、16ページを御覧ください。

同じく繰越明許費補正の変更につきましては、公共道路新設改良事業をはじめとする9事業について、表の右下、欄外に記載のとおり、24億498万3,000円の増額補正をお願いしております。

これらの繰り越しの主な理由としましては、関係機関との調整等に日時を要したこと等によるものでございます。

次に、17ページを御覧ください。

一般会計の債務負担行為補正であります。

これは、河川課の公共土木災害復旧事業において、工事の期間が年度をまたがることとなりましたことから、新たに債務負担行為の設定をお願いするものであります。これらの債務負担行為の合計は、一番下の計の欄にありますとおり、全部で4件、5億4,000万円となっております。

次に、18ページを御覧ください。

議案第2号「令和5年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)」であります。

これは、細島港整備事業における19号岸壁の整備工事等について、関係機関との調整に日時を要したことなどにより、繰越明許費4億円をお願いするものでございます。

○松山河川課長 当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の8ページを御覧ください。

左から2列目、当課の補正予算額は12億1,000万円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目、補正後の予算額は218億7,751万4,000円となります。

以下、補正の主な内容につきまして、御説明いたします。

9ページを御覧ください。

まず、上から5段目、最初の(事項)県単河川改良費であります。

これは、災害復旧事業と合わせた築堤や、昨年に引き続き浸水の生じた河川等の土砂の除去を行う事業であります。10億1,000万円の増額であります。

主な事業は、えびの市の川内川ほか6河川の築堤、土砂除去等を予定しております。

次の(事項)海岸保全事業費であります。

これは、環境省の補助金を活用して、海岸保

全区域以外の一般公共海岸について、漂着した流木等の撤去を行う事業であります。2億円の増額であります。

主な事業は、日向市の金ヶ浜海岸ほか5海岸の流木等の除去を予定しております。

○戸田砂防課長 当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の10ページを御覧ください。

当課の補正予算額は6,300万円の増額を願っております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は58億3,660万1,000円となります。

続きまして、補正の内容について、御説明いたします。

11ページを御覧ください。

上から5段目の(事項)県単公共砂防事業費であります。

これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事を行う事業であります。6,300万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、椎葉村の土野川において、台風第6号により砂防堰堤下流区間に堆積した土砂をしゅんせつし、流路を確保する予定としております。

○明比港湾課長 当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の12ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計で9,500万円の増額を願っております。その結果、補正後の予算額は、一般会計が62億4,357万円となり、港湾整備事業特別会計15億5万9,000円と合わせまして、当課の合計は77億4,362万9,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

13ページを御覧ください。

(事項)公共海岸保全港湾事業費であります。

これは、港湾区域内の公共海岸保全港湾事業に要する経費であります。延岡港海岸ほか1港の海岸保全区域に漂着した流木等の撤去を行うための経費について、9,500万円の増額を行うものであります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等についての質疑をお願いいたします。

○内田委員 確認のため、伺います。

委員会資料9ページの海岸の維持保全について、台風6号ということは、8月の台風の流木のことだと思っておりますが、海岸を全部教えていただいていいですか。

○松山河川課長 金ヶ浜海岸ほか5海岸なんですけれども、金ヶ浜海岸、お倉ヶ浜海岸、美々津港海岸、延岡港東海海岸、長浜海岸、高鍋港海岸、以上の6海岸です。

○内田委員 6海岸は海水浴シーズンはそんなに関係ないところですか。

○松山河川課長 お倉ヶ浜海岸とかはですね。

○内田委員 その期間中はどのような状態だったんですか。

○松山河川課長 台風が8月7～10日で、その期間中はまだ仮置きしたままでございました。

○内田委員 あともう一つ、資料13ページの海岸ほか1港を教えていただいていいですか。

○明比港湾課長 延岡港ほか1港というのは、美々津港の海岸でございます。

○後藤委員 今の内田委員に関連して、資料9ページ、海岸維持管理事業は、国の補助率が10分の7です。非常にいい事業で、環境省というのがちょっと聞こえたんですけども、正式名を教えてください。

○松山河川課長 こちらは、海岸漂着物等地域対策推進事業になります。

○後藤委員 資料13ページの事業は、補助率が国2分の1、県2分の1、普通は大体これですよ。先ほどの国10分の7というのは非常にいい事業だったものですから。

○松山河川課長 環境省の事業は一般公共海岸——海岸保全区域以外の海岸の漂着物を除去する事業で、広く海岸環境をきれいにするための事業になっておりまして、資料13ページのほうは災害関連ということで、補助率2分の1となっております。

○内田委員 資料9ページと13ページの件です。昨年台風14号の流木は、海岸線の全部で処理されているということで、今回はこれだけ組まれたのか、事業化されたのか。

○松山河川課長 昨年台風14号につきましては、かなりの大量の流木が漂着しております。一部公募でバイオマス発電とかに活用する取組もしながら、順次、処分とか、一旦、海岸から陸地のほうに仮置きとかを行っているところもあるんですけども、やはり、一部——例えば流木の搬出が困難なところとか、なかなか難しいところもございますので、まだ、一部の流木が残っている海岸もございます。

○内田委員 一部残っている海岸を教えてください。

○松山河川課長 美々津港海岸が一番多く残っております。

○内田委員 先ほど美々津港は出ていたんですけども、同じ美々津港の中でも搬出が難しいところだけは残しているということですか。

○松山河川課長 搬出が難しいところについては、まだ残っているところがございます。

○佐藤委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、報告事項に関する説明を

求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明終了後をお願いいたします。

○山下道路保全課長 委員会資料の19ページを御覧ください。

道路の管理瑕疵に関する損害賠償額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして、御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が9件でございます。事故の内容について、御説明申し上げます。整理番号を一番左に、発生日、発生場所等については、左から2番目に記載のとおりでございます。

番号1の落石乗り上げ事故につきましては、車道上に落ちていた石に車両が乗り上げまして、フロントバンパー、オイルパンを損傷したものでございます。本件は、被害者の前方不注視の過失がございましたので、3割の過失相殺を行っております。

番号2、番号7の枝落下事故につきましては、車道上空から落下した枝が車両を直撃しまして、番号2は車体左前部や側面部のバンパーを、番号7はボンネットを、それぞれ損傷したものでございます。本件は、いずれも事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断いたしまして、過失相殺は行っておりません。

続いて、番号3の支障木接触事故につきましては、車道上に伸びていた枝に車両が接触いたしまして、フロントガラスを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がございましたので、5割の過失相殺を行っているところでございます。

次に、番号4、落石乗り上げ事故につきましては、車道上に落下してきた石に車両が乗り上げまして、車両の底の部分を損傷したものでござ

ございます。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断いたしまして、過失相殺は行っておりません。

続いて、番号5、穴ぼこ事故につきましては、車道上に発生してありました穴ぼこに車両のタイヤが落ち込みまして、左の前のタイヤやホイールを損傷したものでございます。本件は、被害者に前方不注意の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

番号6、支障木接触事故につきましては、車道上に伸びていた樹木に車両の荷台に積載してありました油圧ショベルが接触し、油圧ショベルのハンドレールを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注意の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

番号8、倒木事故につきましては、車道上に突然倒れてきた樹木に車両が衝突し、車両のフロント部分やフロントガラスなどを損傷したものであります。本件は、いずれも事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断いたしまして、過失相殺は行っておりません。

20ページを御覧ください。

番号9、支障木接触事故につきましては、車道上に覆いかぶさっていた竹に車両が衝突しまして、車両全体を損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注意の過失がありますので、5割の過失相殺を行っております。

損害賠償額は157万1,032円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上でございますが、引き続き道路パトロールを徹底するとともに、道路の異常箇所につきまして情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○迫技術企画課長 県が出資しております公益

財団法人宮崎県建設技術推進機構の経営状況等について、御報告いたします。

別冊の「令和5年9月県議会定例会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）」の115ページを御覧ください。

令和4年度の事業報告について御説明いたします。

まず、1の事業概要でございますが、県及び市町村の委託を受けて、公共工事の積算検収や工事管理、アセットマネジメント支援などの業務を実施しております。

次に、2の事業実績につきましては、(1)の積算等事業や(2)、施工管理事業など、9つの事業を実施したところでございます。

次に、ページが飛びまして、175ページをお開きください。

令和5年度経営評価報告書でございます。

まず、上段の概要の、上から4行目でございますが、総出資額3,000万円のうち県出資額が2,000万円で、県出資比率は66.7%となっております。

その下の設立目的でございますが、当機構は、県及び市町村の公共事業の円滑な執行を支援するとともに、建設事業の技術水準の向上を図ることにより、良質な社会資本の整備を推進することを目的として設立された法人でございます。

次に、その下の表の、県関与の状況でございます。

まず、上段の人的支援につきましては、表の右側の令和4年度の合計の欄にありますように、役員数は10名であり、その内訳は常勤3名、非常勤7名となっております。このうち常勤役員3名は、県職員が1名、県退職者が2名であります。また、職員数は合計18名で、そのうち県職員は6名でございます。

次の財政支出等につきましては、県の委託料のみで、令和4年度は2億1,269万円となっております。

次に、主な県財政支出の内容についてでございます。

まず、①の積算等事業につきましては、工事の発注に必要な実施設計書を作成する事業で、令和4年度の決算額は1億4,267万円余でございます。

②の施工管理事業につきましては、工事現場において施工体制の点検を行う事業で、決算額は4,882万円余でございます。

以下、③の研修等事業が1,500万円余、④の資格取得支援事業が618万円余となっております。

次に、その下の実施事業につきましては、①から⑨までの9つの事業を実施しており、特に⑧のアセットマネジメント支援事業では、県内市町村の道路施設の定期点検などの支援を行っております。

次に、その下の活動指標でございます。

まず、①の積算等事業受託数は、令和4年度の目標120件に対しまして、実績が88件、達成度は73.3%となっております。

これは、実績の88件のほかに、昨年の台風第14号で特に被害の大きかった椎葉村など6つの町村に災害等緊急時支援事業積立金を活用し、62件の災害査定設計書の作成支援を行っておりますけれども、この実績の件数には含んでいないことによるものでございます。

次に、②の市町村等からの相談につきましては、市町村への支援状況を判断する指標としまして、目標の80件に対しまして実績が118件、達成度は147.5%となっております。

最後に、③の研修延べ受講者数は研修事業の取組状況を判断する指標でございますが、目標

の1,900人に対しまして実績が1,547人、達成度は81.4%となっております。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や台風第14号の災害対応により、参加予定者が欠席したことによるものでございます。

次に、176ページを御覧ください。

上段の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和4年度の欄を御覧ください。

列の一番上、経常収益は7億5,566万円余、その1行下の経常費用は7億9,111万円余となっております。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナス3,544万円余となっております。

中ほどの一般正味財産期末残高は5億7,405万円余となり、3行下の指定正味財産期末残高の3,000万円を合わせますと、表の一番下、正味財産期末残高は6億405万円余となっております。

次に、表の右側、貸借対照表の令和4年度の欄を御覧ください。

列の一番上、資産は11億1,244万円余、その3行下の負債は5億838万円余となっております。表の中ほどにありますように、資産から負債を差し引いた正味財産は、6億405万円余となっております。

次に、ページ中段の財務指標についてでございます。

まず、①の収支バランスは、経常費用に対する経常収益の割合で評価をしております。令和4年度は、目標の100%に対しまして、実績値、達成度ともに95.5%となっております。

次に、②の正味財産増減率でございますが、正味財産の増減の割合を評価する指標としまして、前年度正味財産に対する当年度正味財産の割合で評価をしております。令和4年度の目

標100%に対しまして、実績値、達成度とも94.4%となっております。

次に、③の市町村等からの収入比率につきましては、市町村等からの受託の状況を判断する指標としまして、経常収益に対する市町村等からの収入の割合で評価をしております。令和4年度の目標の50%に対しまして、実績値が71.9%、達成度は143.7%となっております。

次に、直近の県監査の状況でございます。

令和4年度に包括外部監査を受けたところでございますが、指摘事項はございませんでした。

次にページの一番下の表、総合評価でございますが、表右側の県の評価の欄を御覧ください。

活動内容については、積算等事業受託件数と研修受講者数が目標には届いておりませんが、災害等緊急時支援事業積立金を活用し、町村の災害査定の支援を行うなど、推進機構の設立の目的に即した事業を実施しており、評価できると考えております。

また、財務内容につきましては、指標をおおむね達成しており、健全な財務体質を維持していることから、評価できると考えております。

その下の評価につきましては、活動内容、財務内容、組織運営、全ての項目で良好のAとしております。

続きまして、令和5年度の事業計画について御説明をいたします。

資料、122ページを御覧ください。

1の基本方針は、下から2行目以降にありますように、今後とも公益目的事業を的確に実施していくとともに、社会情勢の変化やニーズに的確に対応しながら、支援事業の早期展開に向けて取り組むこととしており、継続して、2の事業計画にあります9つの事業に取り組んでまいります。

次に、124ページを御覧ください。

収支予算書でございます。

(1)の経常収益は、表の中ほど、線で囲んでおります経常収益計の欄にありますように、当年度6億4,757万円余を見込んでおります。また、(2)の経常費用につきましては、次の125ページの中ほど、計上費用計の欄の6億9,046万円余を見込んでおります。

**○山浦道路建設課長** 宮崎県道路公社の経営状況について御報告いたします。

報告書の1ページをお開きください。

まず、令和4年度事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要であります。一ツ葉有料道路の北線・南線の料金徴収及び休憩所の維持管理などを行いますとともに、橋梁の耐震対策等を行ってきたところであります。

2の事業実績であります。表の右側の事業実績欄を御覧ください。

北線の通行台数は、年間364万8,000台余で、料金収入が4億5,813万円余。南線の通行台数は、年間413万2,000台余で、料金収入が5億3,549万円余となっております。

次に、経営状況等について御説明いたします。

この報告書の177ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

この報告書につきましては、令和4年度の事業終了時に経営評価を行い、作成しております。

まず、一番上の表の概要を御覧ください。

上から4行目の総出資額は、29億8,700万円で、県出資比率は100%であります。

次に、中ほどの表の、県関与の状況を御覧ください。

まず、人的支援であります。表の右側の令

和5年度の欄を御覧ください。役員数は合計で4名、そのうち県職員が1名、県退職者が2名、それ以外の者として、公認会計士1名となっております。また、3行下の職員数は合計11名で、そのうち県職員が4名、県退職者が5名、公社のプロパー職員が2名となっております。

その下の欄、県の財政支出等につきましては、該当ありません。

次に、下段の表、実施事業を御覧ください。

道路公社では、①～③の事業を行ってきたところであります。

次に、その下の活動指標を御覧ください。

活動指標は2つ掲げておりまして、①の一ツ葉有料道路利用台数につきましては、令和4年度の欄にありますように、目標値711万2,000台に対して実績値778万1,000台で、達成度は109.4%であります。

②の有料道路回数券販売活動につきましては、目標値3億249万9,000円に対して実績値3億2,629万4,000円で、達成度は107.9%となっております。

次に、178ページをお開きください。

一番上の表の財務状況を御覧ください。

まず、表の左側の収支計算書でございますが、令和4年度の収入、支出は、ともに9億9,820万円余であります。収入は、通行料金収入が主なものであります。支出につきましては、その内訳が、事業費は道路補修や植栽などの維持管理等で3億939万円余、管理費は公社役職員の人件費や管理諸費で1億3,862万円、その他の支出は償還準備金(繰入金)や道路事業損失補填引当金で5億5,019万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表であります。令和4年度の資産は、公社の現金・預金等である流動資産と、主に道路資産である固定資産を合わ

せまして、227億1,948万円余となっております。その3行下の負債は、主に未払い金や預り金である流動負債と、法律で定められた特別法上の引当金である固定負債を合わせまして、197億3,248万円余となっております。その下の資産から負債を差し引いた正味財産は、県の出資金で29億8,700万円となっております。

次に、その下の財務指標であります。道路料金収入を指標としております。

指標の達成度であります。令和4年度の欄にありますように、目標値9億2,719万円余に対し、実績値は9億9,363万円、達成度が107.2%となっております。

次に、中ほどの表の直近の県監査の状況ですが、令和4年度監査における指摘事項はありませんでした。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。

表の右側、県の評価であります。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と社会経済活動を維持していく中、道路利用台数及び道路料金収入は目標値を達成しており、引き続き、料金収入の確保や経費削減に取り組み、経営基盤の強化を図るなど、県出資金の全額償還に努める必要があります。さらに、国土強靱化の観点から、県民の生命、安全・安心な暮らしを守るため、道路等の計画的な補修、橋梁の耐震対策を着実に推進していく必要があると考えております。

次に、評価としましては、活動内容、財務内容、組織運営はA、良好としております。

続きまして、令和5年度の事業計画について、御説明いたします。

報告書の5ページをお開きください。

令和5年度の事業計画書であります。

1の事業概要、2の事業計画であります。

引き続き、料金徴収及び維持管理などを行うとともに、橋梁耐震対策に取り組んでまいります。

6ページをお開きください。

3の収支計画でございますが、収入は9億5,057万円余、支出は12億5,143万円余を見込んでおります。なお、収支差の3億86万円余につきましても、毎年度、利益相当分を積み立ててきております償還準備金を充てることとしております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○中野委員 損害賠償を定めたことについて、2～3質問をしたいと思います。

過失割合について、似たような事故、1と4、3と6と9、2と7というのは、事案内容が全く同じものですが、過失割合がそれぞれ違います。2と7はなしということですから。

過失割合の概念——外来の急激かつ偶発的な、その事故を避けたい、どうしても避けることができなかつた場合は過失がない、注意すれば避けられた場合には相手に過失を問う、ということとで処理されたと思うんですけれども、事案の内容が全く同じで過失割合が違うというのを、例えば1と4でもう一度説明していただけますか。

○山下道路保全課長 過失割合につきましては、委員がおっしゃったとおり、避けることができない場合は過失を問うておりません。

今回、割合が違う件につきまして、1番と4番については、1番は、車道上に落ちていた石、確認ができる状態であった石に車が突っ込んだもので、被害者は前方を確認できるということで、前方不注視で3割の過失割合。4番は、車道上に落下してきた、もともと路面にあったわけではなく落ちてきた石に、車両がタイミング

的に確認できない状態で突っ込んだもので、過失相殺は行っておりません。

それと、支障木等についても、真正面の運転席から現認できるかできないか、3番と9番につきましても、自ら衝突したと考えるという形で5割と判断をしております、通常は3割という形を取らせていただいております。

これにつきましても、法令等に明確な基準がないために、過去の判例や本県の類似事項を基に、事故発生の当時の状況等を総合的に判断させていただいて決定しているものでございます。

○中野委員 分かりました。判例に従って過失割合を見ざるを得ないとは思いますが。

それから、事故が発生して専決を決めるまでの時間です。例えば、2と7の案件、どちらも枝落下事故で、結果的に過失がなかったわけでしょう。それなのに、7は、今年の5月に発生したのに、2か月弱で既に専決が決まりました。2のほうは、令和4年7月に発生して、約1年かかって専決、和解が成立したということでしょう。1年もかかっていますよね。2は、結果として過失なしですが、何でこんなに時間がかかったんですか。

○山下道路保全課長 委員の御質問の2番目の案件につきましては、損害賠償を行う際に、警察の現場検証の書類も必要でありますし、いろんな書類を提出していただきました。また、こちらから損害賠償責任保険の手続をする上で、書類の記載等をやり取りさせていただくんですが、それに大変時間がかかったということで、昨年度発生したものであります、今年度に支払いが完了しているということになっております。

7番につきましては、その手続が早めに済んだということもございまして、今年度中発生し

ておりますが、完了したという形になっております。

○中野委員 わずかそのぐらいの理由で、こんなに和解成立に時間がかかるんですか。

○山下道路保全課長 契約を結ばせていただいている保険会社とのやり取りもございます。また、過失割合を判断するのに時間がかかっているわけではなくて、やり取りだけにかかっている場合もございますし、向こうとのやり取りの中で過失の話に時間を要することもございますし、いろんな場面がございまして、結局のところは1年間かかった事例もあります。

今回9件、損害賠償額を報告させていただいているのですが、そのうち7件は、昨年度発生した道路の瑕疵となっております。

○中野委員 過失割合の交渉で相手といろいろな時間がかかるというのは理解できますが、結果的に過失がないのに、2と7は、かなりの時間差があります。スムーズに仕事をすれば7みたいに、わずか1か月半ぐらいで話合いが進んでいるんですね。それからすると、2番目のほうは、過失がなかったのに、かなり時間がかかり過ぎたなという気がするんです。

2の案件を云々は言いませんが、7のほうは、担当職員が非常に事務処理にさばけた人だなと、私は理解するんですよ。人為的に時間がかかるということがないように、管理者は管理をきちんとしてもらわないといけません。こういう案件の事案の処理はぐだぐだするよりも、ぱぱぱっとスムーズにしてもらったほうがいいと思うんです。ですから、7を担当した職員は表彰ものです。部長は表彰してください、と私は理解しました。

○山下道路保全課長 委員からも御指摘がありましたとおり、スムーズに手続を進めていくこ

とは重要で、迅速な手続に努めてまいりたいと思っていますところですが、こちらから損害賠償に必要な書類の提出を被害者の方に依頼をしたところ、長期間提出がなかった場合とか——過去にあった事例としましては、被害者が多忙のために提出が遅れたもの、被害者が県外に転出したために提出が遅れたもの、被害者が産休・育休に入ったために提出が遅れたものなどがございまして、こちらから何度か出していただけないかとお話も差し上げているところですが、なかなか出てこなかったときは、ちょっと時間がかかっています。早めに提出いただいた件につきましては、早期に対応している現状でございます。

○中野委員 回答にならないような回答ですが、2のことを責める言い方はしませんけれども、2について1年もかかったというのは、結果的に過失はないけれども、過失でもめたんじゃないんですか。

○山下道路保全課長 2番の件はもめたという形ではないんですが、結果的に遅れてしまったということでございます。

○中野委員 事務の怠慢ということがないようにしてください。お願いしておきます。

○函師委員 建設技術推進機構についてお伺いしたいです。

人的支援で非常勤の役員数が多いのはなぜかと、この方の業務内容と年間の勤務日数並びに役員報酬額を教えてください。

○迫技術企画課長 非常勤についてですが、人的支援で県からも派遣しておりますけれども、推進機構からの要請があつて、それを受ける形で派遣しております。推進機構の業務としましては、県と市町村、そういったところと相談・協議をしながら前に進める事業がかなり多いこ

ともありまして、行政に通じている職員を求めています。

また、常勤職員についても、役員等を派遣しておりますけれども、そういったところが、やはり望まれているところだろうと思っております。

○**図師委員** 勤務日数と、その業務内容は。

○**迫技術企画課長** \*勤務日数は、普通の職員と何ら変わりなく働いております。

例えば、常務理事を派遣しておりますけれども、業務内容は、積算や、市町村や民間からの検収の受入れのコーディネートを総括しております。そういったところで県の行政の経験を求めています。

○**図師委員** 役員報酬はもういいですけども、要は、技術者ということでしょうか。

○**迫技術企画課長** 技術と総務のほうもございます。役員報酬につきましては、県の職員の報酬に倣って決めています。

○**図師委員** 2年前からすると、県の委託料が1億円ぐらい減になっているんです。それはいいことなんですけど、市町村からのアセットマネジメントの負担金がそれだけ増額になっているという理解でよろしいでしょうか。

○**迫技術企画課長** 委員のおっしゃるとおり、アセットマネジメントの事業が年々増えてきております。それと昨年度は、県の積算、補正予算の影響をかなり受けており、令和3年度からの補正予算の繰り越しが少なかったこともございまして、県からの収入が少し減って、市町村からのアセットマネジメントが増えている状況でございます。

○**中野委員** 道路公社についてですが、収支と貸借対照表のページに3年間の流れが書いてあります。収入はそれぞれ違って、支出ももちろ

ん違うんですが、結果的に当期収益差額A引くBが、毎年ゼロです。そのからくりがちょっと分からないということと、正味財産は、貸借対照表でもゼロになっているからでしょうか、資産と負債のAとBは毎年金額が変わっているけれども、結果的に正味財産はいつも同じ金額です。その辺りのからくりを教えてくださいませんか。

収支計算書では、毎年、収入・支出が変化しているけれども、当期収益差額が令和2年から4年までゼロです。その差引とか、上記以外の収入とか、そこ辺で何か調整されて、いつもゼロを求められていたのかどうか。その上記以外の収入とか、その他の支出は何か、どこからどんなふうにしたのか、何でいつも当期収益A引くBがゼロになるのか。その結果として、正味財産はいつも変わらないようにされているのか、処理されているように見受けられるので。

○**山浦道路建設課長** 先ほどの報告書の4ページで御説明いたします。

結果から言いますと、収支の経常利益分を償還準備金繰入金、繰入れに回しますので、その分でトータルの収支がずっとゼロになるという形です。要するに、経常利益分を返済のほうに充てています。

地方道路公社法の中で、利益及び損失の処理については、毎年度の損益計算上、利益を生じたときは、その残余额を準備金として整理しなければならないという規定がございまして、4ページの下から5行目、道路事業損失補填引当損に毎年度の利益分を計上するので、おのずと費用と収支のプラスマイナスはゼロになります。

○**中野委員** この3年間を見れば、毎年、収入

※36ページに訂正発言あり

が増えていきますから、経営はうまくいっている  
と見ればいいんですか。

**○山浦道路建設課長** 少し説明させていただきますと、令和2年がコロナの影響で少し下火になったんですけれども、今年になりますと、交通量も伸びて収入も伸びてきているということで、基本的に収支に関しては、おおむね順調に推移している状況でございます。

**○中野委員** これは一ツ葉道路のことですよ。いわくつきのというか、いろいろ戦略があって公社にせざるを得なかったから、何回も延期してきたわけです。

道路運賃を下げてもかなりもうかる。そして、その期間、通行料で老朽化したものを全部改修をする、ということで運営されています。

だから、あそこがどんどんもうからないと、そういうこともできないはずだと思って。

収入は増えているけれども、正味財産が増えないということはどういうことだろうかと思っ  
たんです。

今の説明をよく理解できなかったけれども、もうかるという言葉は公社だから言えないんでしょうが、実際は、含みの財産があると理解すればいいんですか。

**○山浦道路建設課長** 今、委員が言われましたもうけの部分というのが、資料4ページの令和4年度の収支決算に、償還準備金繰入額という欄がございますけれども、これが経常利益になる分と理解していただければと思います。4ページ、下から3行目です。

**○中野委員** 償還準備金繰入額、これが。

**○山浦道路建設課長** 経常利益、令和4年度の決算のもうけ分になります。

**○中野委員** 皆さん方が通行料を下げたから、従来よりも車の往来数が増えないとどうにもこ

うにもなりません。

皆さんの思惑どおりに通行量も増えて、経営状態もそんなふうになっていると理解できるんですが、結局、最終的に公社を閉めるときに、表向きに正味財産は変わらないけれども、実際は大きな赤字で一般会計から注入しないといけないようなことにはなっていないんですか。

**○山浦道路建設課長** 一時期コロナでそうだったんですけれども、今はおおむね計画どおりの収入で推移してきている状況でございます。

**○中野委員** 本来、どんどん改修しないといけない仕事を繰り延べて、以降、収支を賄うために工事をどんどん先送りするというような策もないんですか。

数年前に、橋桁の工事も耐用年数がどうのこうのとかで、増えた収入で修理しますと説明されたけれども、計画どおりになっているんですか。

**○山浦道路建設課長** 委員おっしゃられたとおり、有料の期間を延ばすことによって、橋梁3橋の耐震補強と津波対策等の情報板の整備の財源を確保して進めております。本年も当初計画したとおりで進んでいる状況でございます。

**○中野委員** 将来にツケを回さなければいいんですよ。そのような経営をしてください。

**○佐藤委員長** 関連してですが、準備金というか蓄えもあるようでありまして、利益も出ているということですが、ほかの有料道路はETCが準備してあって、そのまま通り抜けたりできるわけです。一ツ葉は2レーンあるけれども、2つとも一旦止まるという形です。ETCをつけることはないんですか。

**○山浦道路建設課長** 一ツ葉有料道路は現在無料化に向けてやっているんですけれども、ETCをつけるとなると費用もかかるので、償還に

影響が出てくるということが懸念されるということで、現時点ではE T Cの設置は考えておりません。

○佐藤委員長 長い目で見て、無料化する可能性があるからということかもしれませんが、無料化せずとも金額を下げていく中でも、わざわざ止まるということが、今どこどこに行ってもあまりない。そういうところを避けて、あそこに行かない人たちがいるのかなと思うんです。

「スムーズにスイスイ走る一ツ葉有料」と書いてあるけれども、止まるよなと思ってですね。一つの考え方として、すいすい通行できるように考える必要もあるのかなと、提案させていただきます。

○原口県土整備部長 E T Cの御要望は理解しております。

先ほどから中野委員からもありますように、一ツ葉有料道路については、我々は今、傷んでいる橋梁をきちんと補修して、将来の県道にしようとしております。

E T Cをつけるとすれば、E T Cをつけていない車も通さないといけないので、E T Cプラス管理人というふうに、E T Cを設置する費用、E T Cを運営する費用が、丸まま増えてしまいます。そうしますと、今順調にしている計画が崩れてしまいますので、そこはあと何年頑張るということ……。

あと、回数券を販売しております。回数券も止まらないといけないんですけども、それでも小銭を出すよりは、1枚券を出すだけですので、そういったところで利用促進といいますか、利便性を図っていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○中野委員 あそこを走れば、本当に景観のいい、非常にすばらしい道路ですよ。

現実には台数が少ないからか知りませんが、あ

そこのインターチェンジみたいなところのお店も休んでいます。台数が少ないから開店もできないんじゃないかなと思います。だから、そういう状況から見て、本当に経営がいいのかなと。

高速道路のサービスエリアは、ものすごく利用者が多いです。あれだけで道路公団はかなりもうかっているんだろうと思うんです。

ここは短い区間の有料道路だけど、高速も含めて有料道路の経営、維持——修繕、道路改良も含めてですが——の財源は通行料しかないわけです。一般道路化すれば、県民の税金、国民の税金で——税金もいろいろ使わないといけなけれども、財源は税金という形できちんと確保されるわけでしょう。有料道路は、走った車からしかもらわない、一般会計からもらわないから、本当は財源が乏しいです。

最終的に、実際閉めてみたら、債務超過になるようなことはないと思うけれども、大変な注入をしないとイケないというふうにならないように、財源が限られているから、そこは工夫をしてやっていかないとイケない。

それと、E T Cの話も出ました。今時、有料道路でE T Cがないところというのは——鹿児島のインターから南薩に行くところも、E T C 1か所で全部済むんです。ものすごくスムーズに行って便利がいいですよ。知らず知らずに。わずかな金額だけれども、あそこはボロもうけをしているんじゃないかなと思うぐらいE T Cの効果があると思うんです。E T Cをつけることで、もっと利用者も増えるかもしれない。

N E X C O西日本もなぜE T Cを使うかというのは、経営の合理化が図られるから、非常に経営的にプラスになるからE T Cをつけているはずなんですよ。だから、経営面をひっくり返して——E T C設置となれば投資でまたお金が

要るけれども、それをカバーできるかできないかも含めて。短いところではそう難しい仕組みは要らないような気もするんです。

宮崎のインターからスムーズにサーッと向こうに走っていけば、必然的に有料道路を使うこととなりますからね。それを一回一回止めて、お金が幾らだったっけ、150円だったっけ、200円だったっけと探さないといけない。

ずっとETCを利用して来た人は、その手間を非常におっくうがって、途中で降りた方がましだと降りているかもしれない。だから、源藤交差点は混雑してるんじゃないですか。私もよく利用するけれども、片側3車線になったけれど、それでも詰まっています。

それが高速道路のETCでさーっと来るなら、高速を出て向こうで降りて、こっち側で料金を済ませれば、スムーズに来るかもしれない。源藤交差点も混雑しないかもしれないです。

何か標語と合わないような、スムーズに行かないようなことを委員長が言われましたが、標語にのっとりた道路にするように、ETCをつけることを研究してみてください。

そういう会社と協議し、研究してみれば、そんなことか、それならスムーズに行くなという話になるかもしれないです。要望です。

**○迫技術企画課長** 先ほどの凶師委員からの建設技術推進機構に関する質問について、回答を訂正させていただきたいと思います。

非常勤役員に対する報酬が幾らかということと、出勤が何回かということですが、役員7名が年3回出勤しまして、謝金が1人当たり年間4万円ということになっております。

**○凶師委員** 先ほどの答弁とは、全く違う。通常職員と同じ勤務日数とは全く違う、年に3回しか来られていないということが正解ですね。

分かりました。

**○迫技術企画課長** 大変申し訳ありませんでした。先ほどは常勤職員に関する勤務の状況についてお答えしてしまったところでございます。

**○佐藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長** 次に、その他報告事項に関する説明をお願いいたします。

**○松山河川課長** 台風第6号等による公共土木施設の被害状況について御説明いたします。

資料21ページを御覧ください。

本表は、本年の公共土木施設の被災状況をまとめたものであります。5月末から8月にかけて、梅雨前線等による6度の豪雨と、8月7日から10日にかけて、台風第6号により被害が発生しております。

表の下段、黄色着色部に合計を記載しておりますが、左列から県が管理しております施設の被災箇所は97件の約33億円、市町村においては202件の約27億円となっており、合計で299件、約60億円の被災となっております。

また、括弧書きで台風第6号による被災状況を記載しており、県が66件の約22億円、市町村が150件の約21億円、合計で216件、約43億円となっております。

続きまして、23ページを御覧ください。

県管理施設の被災箇所を記載しておりますが、上段の②に河川で被害が大きかった主な箇所を記載しております。高原町の高崎川、日向市東郷町の坪谷川、小林市の真方川において護岸が被災しており、いずれも台風第6号によるものであります。

下段には、高崎川と真方川の被災状況写真を添付しております。

今後は、災害査定等の手続を速やかに実施し、

しっかりと対応してまいります。

**○山下道路保全課長** 道路の被災状況について御説明いたします。

資料22ページを御覧ください。

通行止めとなっている箇所につきましては、資料(2)、7路線7区間でございますが、今週火曜日、9月19日に、2路線2区間が交通開放に至ったことから、現在では5路線5区間の通行止めとなっております。

まず3つ目、宮崎須木線につきましては、台風第6号の影響により斜面が崩壊したことから通行止めとなっておりますが、仮設防護柵を設置しまして、先ほども申しましたが、今週火曜日に交通開放を行ったところでございます。

また4つ目、日之影町の上長川日之影線におきましても、台風第6号の影響により道路が決壊したことから通行止めとなっておりますが、応急的に山側を一部掘削することにより道路の幅員を確保しまして、同じく火曜日に交通開放を行ったところでございます。

残る5路線5区間のうち2つ目、都城市馬渡大川原線につきましては、やはり台風第6号の影響により路肩が決壊したことから通行止めとなっております。L型擁壁による応急復旧を考慮しておりまして、10月中には開放の予定でございます。

そのほか、下段の左の写真にもある宮崎市の国際大学付近の宮崎北郷線や、日之影町の北方高千穂線など4路線4区間につきましては、復旧までの当分の間、通行止めとなる見込みでございますが、早期に復旧できるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国道327号野地地区につきましては、令和4年台風第14号により路肩が崩壊し、年内の開放を目標に災害復旧事業を実施しております

が、今回、台風第6号により、新たに山側斜面の大規模な崩壊が発生いたしました。

このため、新たに道路のり面の復旧を加えまして、引き続き災害復旧事業で取り組むこととしております。

復旧に当たっては、工法の選定等につきまして国と協議を行い、早期復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

また、通行止めによりまして、地域の住民の皆様方には村道を利用して迂回していただくなど、大変御不便をおかけしているところでございますが、その負担を少しでも軽減させようと考えております。

迂回路として利用しております村道につきましても、県で部分拡幅や退避所等の整備を行うこととしております。

**○明比港湾課長** 港湾課所管施設の被害状況について御説明いたします。

資料の23ページの中ほどを御覧ください。

港湾施設としましては、台風第6号により、美々津港の港内におきまして、土砂の堆積被害が1件発生しております。

現在は、国との応急協議を行い、復旧工事に9月中旬に着手したところでありまして、早期復旧に向けて取り組んでまいります。

**○佐藤委員長** 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありますか。

**○凶師委員** 台風第6号の災害復旧について、まだ通行止めのところもあるということと、あと仮復旧ができているところがあるということと、今回の補正予算で大きな土木費が出てくるのかと思ったら、まだ予備費の流用とかで対応しつつ、9月でなければ11月とかでまた大きく出てくるという理解でよろしいでしょうか。

**○山下道路保全課長** 今回は、河川と砂防の追

加補正ということで、道路分が補正されておられません、災害復旧事業で国の採択を受けてから事業を進めるということもございまして、まず応急復旧など、採択にならない分について——採択になる分もありますが、それ以外については既存の予算で対応して、災害復旧に向けて進めてまいりたいと考えております。

**○函師委員** 国道327号について、もともと台風14号のときに、復旧の予算が確定していたと思うんですが、これが再度壊れたということで、追加で予算は組まれるんでしょうけれども、例えば14号部分の予算が一旦止まって、今度6号部分の新規予算が乗ってくるのか、14号部分を消化した後に6号部分が乗るのか、その仕組みを教えてください。

**○山下道路保全課長** 国道327号の野地地区につきましては、台風14号で被災した箇所は路肩部分でございました。

その復旧工事をやっていた最中だったのですが、山側の斜面が崩れたということで、路面は全部土で埋まっている状況でございます。

今回は、のり面の災害復旧事業で査定を受ける形を考えておまして、その査定で採択を受け入れられた場合には、まず、のり面の復旧をして、土砂をどけた後、また路側の工事に着手します。路肩部分で14号のときより被災した箇所もございますので、14号で採択を受けたものと併せて災害査定を受けます。14号の予算がなくなるわけではないんですけれども、災害復旧として併せて取り組んでまいりたいと考えております。

**○函師委員** 我々も現地を見て、ようやくこれから復旧に向けて新しい工法も取り入れながら速やかに改良されていくんだろうと思っていた矢先に、また上から崩れた。でも、工期は延び

るにしてもこの予算が査定がちゃんとされればよろしいかと思っておりますので、また頑張ってください。

**○佐藤委員長** ほかに、ございませんか。

**○内田委員** 先輩方も御存じのことだと思いますが、勉強のために教えていただきたい点があります。

最近のことなので報告はないのかもしれないんですけれども、先日から日之影町、延岡市で側溝の蓋が盗まれる事件がありました。被害届が出されているということで、金額も結構大きいなと思っているんですけれども、議会に報告が上がってくる案件になるんですか。

犯人が見つかった場合とか、どうなるのか全然分からなかったのですけれども、どうですか。

**○山下道路保全課長** 今年度、8月以降に、延岡土木事務所管内でグレーチングの盗難があり、これは県所有物ということで、今、被害届を出させていただいているところでございます。

また、昨日の報道にもございましたとおり、日之影町で災害の応急復旧で、通行を可能にするため敷鉄板を敷いていたところ、盗難の被害に遭ったという状況もございまして、現在、高千穂警察署に被害届を出させていただいているところでございます。

盗難があって被害届を出している状況で、発見があるのではないかと期待しているところもございまして。

被害額が確定しないことには、まだ議会に正式に報告することにならないということもございまして、今回の常任委員会でも報告にはなっておりません。

今のところ、各土木事務所に、そういう案件がないか調査や、注意喚起をさせていただいて

おります。

なるべく見つかってほしいというのが私たちの希望でございます。

**○内田委員** 対応として、コーンを立てているという報告もあったんですが、発見、解決するまで、それでいくんですか。

**○山下道路保全課長** 側溝の蓋、グレーチングにつきましては、コンクリート製の、穴が空いているといいますか、全部が完全にコンクリートではなくて通水能力があるコンクリートの蓋を設置いたしまして、歩行者や通行に支障がない状態にはしているところでございます。

**○中野委員** 午前中に引き続いてのお願いですが、えびの高原の国民宿舎を今指定管理でやっているんですが、公募したけれど応募者がいない、今やっている方も、もう手を引くという話なんです。

それで、商工観光労働部も非常に困っていらっしやるわけですが、経営上、非常に厳しいということですが、いろいろ理由があると思うんです。

その1つに、前にもお願いしましたが、道路環境のアクセスをきちんと整理しないと、国民宿舎の経営は先々、非常に難しいんじゃないかなという気がするんですよね。

御案内のとおり、県道1号線は、まだ通れませんよね。せつかく応急的に道路も造ってもらったんですけれども、噴火で有毒ガスが出れば、万が一の場合は行政の不作為を問われますから通せないと思うんですよ。

そこで、宮崎県側の県道30号えびの高原小田線の改良になると思うんですよね。令和5年度は予算も昨年度より積み増ししてもらいましたが、何とか突貫工事ができるようにさらに上乗せして、早く2車線にしないことには、大型車

とか一般車もえびの高原まではなかなか行かないと思うんですよね。

鹿児島県から来ても、Uターンをしないといけないということで、観光の会社は嫌っているという話ですので、ぜひ突貫工事をしてもらいたい。

特に、西霧島、霧島の北西部分のアクセスをきちんと整備してもらいたい。県下でも名だたる観光地になっているわけですから、そこに1か所しかない国民宿舎がなかなか経営がうまくいかない状態ではどうかなと思うんです。

そのこの予算をいっぱいつけてもらって、1年ぐらいでやり遂げるんだということで、ぜひお願いしたいと思うんです。

そして、103号栗野えびの高原線も、環境保護か何かでストップして、調査も3年ぐらいになるけれども、進みません。一部鹿児島から、西側のほうから来れる道路を早めに改良してほしいと思うんですよ。

そういう道路網を整備することで、えびの高原は観光地として浮揚もしていくし、そこにある県の施設である国民宿舎も利用が増えて、指定管理の方もどんどん入ってきて経営してもらえると、こう思うんですよね。

お互いに県の施設の話ですから、商工部局ともうまく連携を取ってもらって、まずは県道30号の改良促進を、ぜひお願いしたいと思っています。

**○山浦道路建設課長** 委員御指摘の県道1号が現在通行止めということで、私も7月に、県道30号線の現地を確認いたしました。

整備の重要性が高いと認識しておりまして、繰り返しになりますけれども、現在、白鳥温泉の下湯から上まで、高原までの2.8キロメートル区間を交付金事業でやっているんですけれども、

残りが0.5キロメートル、未改良区間もある中で、今年度からこの交付金事業に加えまして、県の単独事業で、今後の500メートル区間の測量設計を進めることとしておりまして、さらなる整備促進を引き続き図っていきたいと考えております。

○中野委員 ぜひそういうことでお願いいたします。

○外山委員 この前の報道で、新富町が樋門操作を断るとの見出しがありましたけれども、経緯とか状況とかを、今説明できますか。

○松山河川課長 先日の宮崎日日新聞にありました、樋門操作を新富町が断るということなんですけれども、要望書が出ておりまして、理由等をいろいろ伺ったところ、樋門操作が原因で内水害が発生した場合の責任の所在が不明確というか、一部誤解もあるんですけれども、操作した役場の側に責任があるんじゃないかと。そのほか、現地の方が操作しているんですけれども、操作の判断、操作要領自体がはっきりしていないとか、あとは高齢化とか、そういった理由で、今後は続けられないということでもあります。

ただし、先ほど申しましたように、例えば、水害が発生した場合の責任について、操作した上で水害が発生した場合は、当然、委託している市町村ではなくて、河川管理者のほうが基本的には責任を負うことになっておりますので、今後は、まず町とその辺の話し合いをして、来年度以降もぜひ委託契約を継続していただけるようお願いしていくという考えでございます。

○外山委員 今の説明では担当者が責任回避というか、責任を取るのが怖いということですが、これはあり得ないわけで、樋門を開け閉めしている方も、どなたかの判断を仰いでやるわけで

すから、彼らには責任の追及はないのであって、そこに心配はないんだけど。結局、人手がないんでしょうか。

では仮にこれを認めて、各市町村が全部右へ倣えとなった場合、県直轄で出先の土木事務所が携わるのか。年間に何回あるのか。台風のときたか、月に3～4回も開けたり閉めたりする作業はないでしょう。

○松山河川課長 実際に、樋門を閉めたりする操作は、あっても年に1～2回で、そう頻繁にある状況ではございません。

○外山委員 あったら困るよね。

○松山河川課長 はい。

市町村に操作を委託している樋門は、550程度ございます。

操作を要するものは県全体で600ぐらいございますが、土木事務所の職員も限られており、現地で操作等ができません。それを全部、業者委託するものもなかなか厳しいですので、今のところ、ほかの市町村には、今までどおり地元の方に理解を求めて、もし操作要領が分からなければ丁寧に御説明しながら、話し合いをしながら、引き続き樋門の委託をお願いしていきたいと考えております。

○外山委員 もう1点、記事になるまでに、何らかの交渉があったわけですか。何もなくてこんな記事になるわけじゃないもんね。

○松山河川課長 正式には、先月31日に、出先の土木事務所に、来年度以降受けられないというような要望書というか、そういう文書が届きました。

その後、今月5日、新富町議会でも、町長が議員からの質問に対して、責任の所在が不明確な中、今後、樋門の委託はなかなか受けられないと表明されたこともあって、こういう報道に

至っております。

○外山委員 経緯は分かりました。

○中野委員 関連ですが、責任問題。

えびの市の川内川はほとんどが国の河川だから、県のはないけれども、樋門があっちこっちにある。

我々も消防団のときに、私の部で3か所ばかり樋門を管理していたんです。お金をもらって、そのお金で消防団の運営をしていきましたけれども。水害が出た場合の責任というのは、開け閉めが遅かったの云々とかありますよね。

去年のは土地改良との関係でしたが、北方もそういう話でしたよね。ああいうことがあるものだから、新富も、もう引き受けないという話になっているということなんですか。

○松山河川課長 確かに、延岡のほうでも補償問題がございます。

また、樋門の操作で、例えば、雨風が強くて、操作に行きたくても行けない、閉められない、そういう状況もございます。雨風がひどくて操作ができない場合とかは物理的に無理ですので、被害が生じた場合は河川管理者のほうで責任を負うこととなっております。

○中野委員 樋門の管理について、東日本大震災では消防団の人が水門の開け閉めとかにわざわざ行ってたくさん亡くなったんです。それで今は、危険があった場合には、そこに行かずに逃げなさいと。武田信玄の「逃げるが勝ち」という言葉がありますよね。

逃げることを奨励しているわけだから、責任が云々ということにはあまりならないんじゃないかなと思うんです。早く逃げたほうがましで、樋門を閉めなかったことで水害になっても、閉めなかったのが悪いとか、管理元の県が悪いとか、自然との関係ですから。それをびしゃっと

整理しておけば、そうかたくなに云々ということにはならないと思うんですがね。

○原口県土整備部長 先ほど河川課長が説明しましたけれども、いろいろ誤解がありますので、新富町に出向いて、しっかり話合いをして、来年も引き続き委託させていただけるように、今から取り組んでいきます。そこは頑張ります。

○後藤委員 部長、延岡の件は違いますからね。土地改良施設ですから。国や県が絡んでいろいろありましたけれど、委託先といろいろありますから。あれは宮日の記事と一緒にしたら違うと思ひまして、その辺のところの御理解をよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

---

午後2時55分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会の日程の最終日に行うことになっておりますので、25日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

---

午後3時2分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 何もないようでしたら、以上で、  
本日の委員会を終了いたします。

午後3時3分散会

令和5年9月25日(月曜日)

---

午後0時59分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	佐藤	雅洋
副委員	長	工藤	隆久
委員		中野	一則
委員		外山	衛
委員		後藤	哲朗
委員		荒神	稔
委員		凶師	博規
委員		内田	理佐

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	澤田	彩子
議事課主任主事	山本	聡

---

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。  
まず議案等の採決を行います。採決の前に、  
賛否も含め御意見をお願いいたします。  
暫時休憩します。

午後0時59分休憩

---

午後1時0分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。  
それでは、採決を行います。採決につきましては、  
議案ごとがよろしいでしょうか、一括が  
よろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは一括して採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案  
第6号及び議案第11号につきましては、原案の  
とおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、  
議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第  
6号及び議案第11号につきましては、原案のと  
おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望  
等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

---

午後1時1分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただ  
いまの御意見等を参考にしながら、正副委員長  
に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにいたしま  
す。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた  
します。商工観光振興対策及び土木行政の推進  
に関する調査については、継続審査といたした  
いと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ありませんので、この旨  
議長に申し出ることといたします。

次に、11月2日に予定されております閉会中  
の委員会につきまして御意見をお伺いしたいと  
思います。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時7分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、11月2日木曜日の閉会中の委員会につきましては、委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それではそのようにいたします。

次に、10月24日火曜日から26日木曜日に予定しております県外調査について、御意見をお伺いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

---

午後1時10分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の実施につきましては、お配りの日程表のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 何もないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時10分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 佐 藤 雅 洋

